

平成20年3月第9回互理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成20年3月5日第9回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1 番 小野 一雄 | 2 番 熊澤 勇 |
| 3 番 鞠子 幸則 | 4 番 相澤 久美子 |
| 5 番 渡邊 健一 | 6 番 高野 孝一 |
| 7 番 宍戸 秀正 | 8 番 安藤 美重子 |
| 9 番 鈴木 高行 | 10番 平間 竹夫 |
| 11番 佐藤 アヤ | 12番 佐藤 實 |
| 13番 山本 久人 | 14番 熊田 芳子 |
| 15番 安田 重行 | 16番 永浜 紀次 |
| 17番 高野 進 | 18番 島田 金一 |
| 19番 安細 隆之 | 20番 岩佐 信一 |

○ 不応招委員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	菊 池 秀 治	企画財政課長	森 忠 則
税務課長	菊 地 良 典	町民生活課長	岡 元 継 男
保健福祉課長	佐 藤 仁 志	産業観光課長	三戸部 貞 雄
都市建設課長	阿 部 信 一	上下水道課長	古 積 敏 男
会計管理者兼会計課長	水 野 孝 一	教育長	鈴 木 光 範
学務課長	齋 藤 良 一	生涯学習課長	遠 藤 敏 夫
農業委員会事務局長	三戸部 貞 雄	代表監査委員	齋 藤 功

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	議会担当理事	渡 辺 光 一
書記	丸 子 城		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 議案第 1 号 亶理町まちづくり基本条例
- 日程第 3 議案第 2 号 亶理町ふるさと創生基金条例を廃止する条例
- 日程第 4 議案第 3 号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 5 号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 6 号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 7 号 亶理町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 8 号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 9 号 亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例
- 日程第 11 議案第 10 号 亶理町放課後児童クラブ条例
- 日程第 12 議案第 11 号 亶理町後期高齢者医療に関する条例
- 日程第 13 議案第 12 号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 13 号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 14 号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 15 号 亶理町奨学金貸付条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 16 号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 17 号 町道の路線認定について
- 日程第 19 議案第 18 号 平成 19 年度亶理町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 20 議案第 19 号 平成 19 年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 議案第 20 号 平成 19 年度亶理町国民保養センター「鳥の海荘」特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 22 議案第 21 号 平成 19 年度亶理町奨学資金貸付特別会計補正予算

(第1号)

日程第23 議案第22号 平成19年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第24 議案第23号 平成19年度亶理町老人保健特別会計補正予算(第1号)

日程第25 議案第24号 平成19年度亶理町土地取得特別会計補正予算(第1号)

日程第26 議案第25号 平成19年度亶理町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第27 議案第26号 平成19年度亶理町水道事業会計補正予算(第2号)

午前10時00分 開議

議長(岩佐信一君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(岩佐信一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、4番 相澤久美子議員、5番 渡邊健一議員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 亶理町まちづくり基本条例

議長(岩佐信一君) 日程第2、議案第1号 亶理町まちづくり基本条例の件を議題といたします。

[議案末尾掲載]

議長(岩佐信一君) 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長(森 忠則君) それでは、議案第1号 亶理町まちづくり基本条例について

ご説明申し上げます。

本条例につきましては、平成18年4月1日から開始いたしました亙理町総合発展計画、それらの第1章、協働のまちづくりに掲載されて事業を推進するという旨が掲載されております。それに基づき、この条例の策定に当たってきたわけでございます。

この条例の策定に当たっては、亙理町まちづくり推進会議、公募の委員10名をもって、平成18年11月から12回にわたりこの条例の策定の業務に当たっていただきました。

この条例の基本的な事項といたしましては、中学生ぐらいまでも理解可能な平易な文言を使っていきたいというふうなこと、それから町民があくまでもまちづくりの主体であるということを基本としていこうと。それから、そのための協働、町民・議会・町のスタンスを明記していこうというふうな内容でございます。

この策定に当たりましては、住民説明会、昨年8月、若干人数的には少なかったわけですが、各地区で開いております。その後、委員の皆様にも案を提示いたしております。そのほか、広報に上げてパブリックコメント等を実施して今回の条例提案というふうなことになったわけでございます。

この条例の体系的には8章立てで構成しております。第1章が総則、第2章がまちづくりの基本理念等、第3章がまちづくりの基本原則、第4章、まちづくりにおける権利と責務、それから第5章がまちづくりの基本原則に基づく仕組み、第6章が国や他の地方公共団体との連携、第7章条例の見直し、第8章雑則というふうな8章立てで構成されております。

それでは、条文について読み上げていきたいと思っております。

まず、前文をこの条例については採用しておりますので、前文から読み上げさせていただきます。

私たちのまち亙理町は、宮城県南部に位置し、東は太平洋、西を阿武隈高地、そして北を阿武隈川に囲まれ、穏やかな光に満ちあふれる、美しい自然環境と温暖な気候に恵まれた地域です。

歴史も古く、町内いたるところに遺跡・史跡が点在し、藩政時代には、伊達藩祖伊達政宗公の右腕として活躍した伊達成実公を初め、亙理伊達家の城下町として栄えました。

このような住みよい町と幾世の先人たちが築き上げ、受け継いだ文化、歴史、産業、人情を重んじ、さらに時代とともに発展させ、「魅力ある亘理町」として次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

そのために、私たち亘理町民は、改めて町民がまちづくりの主体であり、一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、町民、議会及び町が、ともに力を合わせ、まちづくりに取り組むことが必要です。

こうした町民の参加と協働によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、この条例を制定します。

第1章、総則でございます。

第1条、目的。この条例は、亘理町におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりを推進するための基本的な原則を定め、自治の進展を図ることを目的とする。

第2条、用語の定義。この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1号、町民、町内に在住、在学または在勤する個人もしくは町内で活動する法人その他の団体をいう。

2号、議会、亘理町議会及び亘理町議会議員をいう。

3号、町、亘理町の執行機関をいう。

4号、協働、町民、議会及び町が、それぞれの責務を自覚し、共通の目的を実現するために、ともに協力することをいう。

第3条、条例の位置づけ。この条例は、まちづくりの基本となるものであり、他の条例、規則等の制定改廃にあたっては、この条例の定めを最大限尊重しなければならない。

第2章、まちづくりの基本理念等。

第4条、まちづくりの基本理念。町民は、まちづくりの主体である。

第5条、まちづくりの目標。町民、議会及び町は、まちづくりの基本理念に基づき、町の歴史や自然を大切にしながら、健康で心豊かな住みよいまちづくりの推進に努めるものとする。

第3章、まちづくりの基本原則。

第6条、協働の原則。まちづくりは、町民、議会及び町が、協働により推進する

ものとする。

第7条、情報共有の原則。まちづくりは、町民、議会及び町が、まちづくりに関する条例を共有して推進するものとする。

第4章、まちづくりにおける権利と責務。

第1節、町民。

第8条、町民の権利。町民は、まちづくりに参加する権利及びまちづくりに関する情報について知る権利を有するものとする。

第9条、町民の責務。町民は、地域社会の一員として、まちづくりの主体であることを認識し、まちづくりの活動においてはみずからの発言と行動に責任を持たなければならない。

2項、町民は、みずから地域のまちづくり活動の推進に努めなければならない。

3項、町民は、生きがいを持って安心して暮らすために形成されたコミュニティが、まちづくりの担い手であることを認識し、その活動を尊重するとともに、積極的に参加することに努めなければならない。

第2節、議会。

第10条、議会の責務。議会は、行政運営が常に民主的で効率的に行われているかを調査及び監視するとともに、政策立案等を行い、町民の意思が町政に反映されるように活動しなければならない。

第2項、議会は、その保有する情報を公開し、町民と情報を共有して、開かれた議会運営をしなければならない。

第3節、町。

第11条、町長の責務。町長は、この条例に基づき町政を運営し、町民の信託にこたえて、町民の福祉の向上のために町政を執行しなければならない。

第12条、町の責務。町は、その保有する情報を公開し、その権限と責任において、公正かつ誠実に町政を執行しなければならない。

2項、町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報保護を行わなければならない。

3項、町は、町民にわかりやすく、町政課題に効率的かつ柔軟に対応できるよう町の組織を整備しなければならない。

4項、町は、まちづくりに関する活動の内容及び意思決定の過程について、町民

にわかりやすく説明しなければならない。

第13条、職員の責務。職員は、公正かつ誠実に職務を執行するとともに、積極的に町民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

第5章、まちづくりの基本原則に基づく仕組み。

第14条、多様な参加と協働の機会の拡充。町は、まちづくりに関する活動及びその意思決定の過程において、町民が広く参加できる機会の確保に努めなければならない。

第15条、附属機関への参加。町は、審議会及びこれに類するもの（以下「附属機関」という。）の構成員を選任する場合は、その全部または一部を公募によらなければならない。ただし、法令等の定めにより公募に適さない場合、その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2項、附属機関の構成員については、男女の比率及び他の附属機関との重複等を考慮し、幅広い人材の選任に努めなければならない。

第16条、総合発展計画等の策定。町は、基本構想並びにこれを具体化する基本計画（以下「総合発展計画」という。）を第3章まちづくりの基本原則にのっとり、策定しなければならない。

2項、町は、総合発展計画以外の計画策定にあたっては、総合発展計画との整合を図らなければならない。

3項、町は、総合発展計画その他の計画により進められたまちづくりに関して、町民の満足度の把握に努め、町民参加による行政評価を行い、必要な見直しを行わなければならない。

4項、町は、総合発展計画と行政評価とが連動した予算編成及び執行に努め、健全な財政運営を図らなければならない。

第17条、まちづくり推進委員会の設置。町長は、協働のまちづくりを推進するため、亘理町まちづくり推進委員会を設置する。

第6章、国や他の地方公共団体との連携。

第18条、国や他の地方公共団体との連携。町は、共通の課題を解決するために、国及び他の地方公共団体と相互連携を図り協力することに努めるものとする。

第7章、条例の見直し。

第19条、条例の見直し。町は、まちづくりの推進状況や社会状況の変化に対応

し、この条例の見直しを行うものとする。

第8章、雑則。

第20条、委任。この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上で説明とさせていただきます。

議 長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 先ほど説明ありましたが、昨年8月の4カ所での住民説明会での住民の皆さんの要望・意見、主なものを述べてください。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） 昨年8月、4カ所で実施したわけですが、内容的には主に理解できたというふうな内容がございましたけれども、特に文言的にこういうふうな表現をしたらいいのではないかと、例えば、福祉の向上というのを福祉の意味が通常の福祉の施策とダブるんじゃないかと、それから、まちづくりを要するに全般的に解釈しないで、一つの例えば都市整備みたいなまちづくりですね、そういうものに特化したような考え方をとることもあるというふうなことで表現的にどうなのかというふうな意見も出されました。いろいろ全体的なものについてはおおむねよかったんですが、文言的な面の意見が大多数でございました。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 2点目、第4章にまちづくりの基本理念、これは町民がまちづくりの主体だと。まちづくりは町民が主役。町民が主体的にまちづくりを行うと。そのためには町等の情報の共有がどうしても必要ですね。情報の共有がなければ住民自身が町民自身のまちづくりの主体的な立場には立てないというふうに私思います。そういう点から言って、7条で情報の共有の原則を掲げられると思うんですけども、これは具体的にどういうことで町民との情報の共有を行うのか、具体的に述べてください。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） この情報の共有につきましては、従来も実施しております広報わたり等で情報をどんどん発信していくというふうなこと、情報の共有にはもう一つ、各種委員会、要するにまちづくりをするための委員会を公募でもって幅広

く採用していくと。そのほかに、もっと、今からではインターネットを通じてホームページを通じ、そういうふうな情報を発するというで、今まで行っていた情報の発信の仕方、情報の量についても、我々執行部といいますか職員はいろいろ研究していかなければならないと。具体的にはどうのこうのという話はないんですが、一応行動計画、今度立てますので、その中で積極的に情報を出していく方法をやっぱり模索していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 当初の案には、いわゆる町民、住民条例、住民投票条例のことがっておりますけれども、今回は削除されております。それでお伺いしますけれども、いわゆる地方自治法に基づく条例、住民の直接請求、条例制定権に基づく町民条例、住民投票条例ですね、住民投票条例についての有効性はどうか考えられていますか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） ちょっと確認したいんですが、この条例に最初に出した案としておのせてあった住民投票条例案の有効性ということで解釈してよろしいのでしょうか。（「もう一点、その有効性と同時に、もう一点は、地方自治法に基づく条例、直接請求権に基づく条例制定に基づく住民投票条例をつくることの有効性、その2点ですね」の声あり）

まず、1点目の本条例に基づく住民投票条例関係なんですが、これにつきましては、当然条例に基づいてやるというふうな文言でございますので、当然ここに書いてあるので、それででき上がると書いてありますが、条文として規定しても、それはあくまでも当然条例化されて議会の議決をされたときに住民投票はなされるというふうなもので、有効性といたしましてはそういう手法があるのですよというふうな自覚ですか、町民の皆さんの自覚がここで当初あるのではないかとというふうに自覚を持てるんじゃないかというふうなことでの条例案を以前に出しておりました。そういうふうな有効性があるかというふうに思います。

それと、自治法関連については、当然自治法に基づいておりますので、町民の何分の1の云々かんぬんというふうな条例、自治法でございますので、それらに基づいて出されたものについて、また同じように条例化して議会の議決を得て、そういうふうのが執行されますので、それはそれでその有効性は非常にあるのではないかとというふうに思っております。以上です。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。6番高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 10条の第2項の「議会は、その保有する情報を公開」それと12条、「町は、その保有する情報公開」、具体的にその情報というのはどの辺のことまでなのか。それぞれお願いいたします。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） この条例が可決いただきますと、第10条第2項につきましては、議会の判断でお願いしたいというふうに思っております。

12条、町の責任としての情報の公開、これにつきましては、あらゆる情報とさせていただいて結構でございますけれども、ただ、情報公開条例の中に、もちろん個人情報については抵触するものはだめですよ。それから政策決定の段階で非常にこれを情報を流したことによって、要するに施策自体が障害を受けるようなことの情報については出さないというふうなこともございます。特に、具体的な話はちょっとあれですけども、そういうふうなことで、それ以外についてはあらゆる情報を流していくというふうなことが情報公開条例にのっておりますので、それに基づいて情報公開をしていくというふうなスタンスでございます。

議 長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） この条例が可決された場合、20年度からの事業の中でどういうふうなものに使っていくのか。具体的なあれをお答えしていただきたいと思います。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） この条例のもともとの目的は、今何回もお話しておりますけれども、町民と一緒に協働のまちづくりをしていこうと。今までもそういうふうな場面がいろいろあったわけですけども、なお今後この条例に基づいて町民と町と議会と協働でまちづくりをしていこうと。その手法として今言った情報の共有化をいっぱい図っていこうと。あと協働ということで町民の力もいっぱいかりていこうというふうなスタンスなんですね。この条例だけでは当然なかなか見えてこない部分がありますので、町は町として今この協働のまちづくりの基本方針と行動計画、1年ほどかけてつくっております。これについては町民の方も協働のまちづくりについて理解がまだまだされておられませんので、我々もこの計画に基づいて町民の方に広くこの趣旨を理解していただくことからまず始まろうかなというふうに思っております。

この内容につきましては今、庁舎内部で検討しておりますので、今議会終わるごろまでには議員の皆様にもお渡しすることができるのかなというふうに思いますので、お願いしたいと思います。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号 亶理町まちづくり基本条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 亶理町まちづくり基本条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 亶理町ふるさと創生基金条例を廃止する条例

議長（岩佐信一君） 日程第3、議案第2号 亶理町ふるさと創生基金条例を廃止する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔議案末尾掲載〕

企画財政課長（森 忠則君） それでは、議案第2号 亶理町ふるさと創生基金条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

このふるさと創生基金につきましては、約20年前でございますけれども、「ふるさと創生事業」というふうなものが時の竹下内閣のもとで創設されました。全国一律市町村に1億円というふうな内容で交付されております。それに基づき、1億円の使い道、その年度、たしか63年度だったと思いますけれども、使えない場合については基金を設けて次の年なり、その次の年あたりに基金を取り崩して利用してほしいというふうな国の施策でございました。

亶理町では、それに基づき平成元年3月13日施行のこの基金条例ができ上がった

わけでございます。そこで1億円をここの基金の方に積みました。その後、駅東の悠里館、図書館、資料館ですとか、その計画を立てまして、この創生基金を原資としてあそこの施設整備を図りたいということで、この創生基金から取り崩して、あそこの用地を取得したような経緯がございます。

その後、基金は利子程度の残りですね、60万円ぐらいなんですけど、ずうっと推移してきました。当時、やはりこういう事業がまた後発で起こるのかなというふうなこちらの期待もございまして、ずっと基金を残してきたわけですけども、ここにきまして、そういうものがあれば、また新たな基金ということで考え方もございます。そういうことで今回、このふるさと創生基金については廃止して、基金の残高もわずかでございますので、廃止して一応区切りをつけたいというふうに考えましたので、今回この条例を提案するものでございます。

条文を読み上げます。

亘理町ふるさと創生基金条例を廃止する条例。

亘理町ふるさと創生基金条例（平成元年亘理町条例第5号）は、廃止する。

附則。この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） ふるさと創生事業について約全国3,000弱ぐらいだったでしょう、あの当時はね。3,000弱自治体に1億円ずつ配分すると。今では全然考えられないことをやったと思うんですけども、その事業の目的、なぜ1億円となったんですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） 当時やはり何ていいますか、この名前のごとく、ふるさとを創生するというふうな意味で活性化の起爆剤にしてほしいというような内容だったと思います。町村によってはいろいろございまして、亘理町のようにそれが非常に起爆剤となって駅東のああいうふうな状態にできたところもございまして、あるいは、何ですか、金塊を買った町村とか、いろいろあったようでございますけれども、そういう意味では1億円ではございますけれども、ある程度の成果が上がったんじゃないかというふうに思います。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 現時点での基金の残高は何万円ですか。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） ちょっと申しわけございません。手元に資料ございませんけれども、60万円ちょっとだったような記憶しております。以上です。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 基金残高60万円ですか。9万6,000円ぐらいですか。まあそれはいいです。その他の基金条例もあるんですけども、目的を達成した基金もあると思うんですけども、これらについてはその廃止する考えはある。具体的に述べてください。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員、関連ですか。今ふるさと創生基金の廃止なんですけれども、関連で質問ですか。（「そうです」の声あり）

企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） 基金の中には目的が達成したものということで、多分議員が心配されているあれが、ふるさと・水基金だと思いますけれども、これにつきましては実は交付税の方に措置された内容での基金でございました。これについては町の方で勝手に廃止すること、ちょっとできないものですから、県の方と協議をして、これも利子を使うような基金の中身なんですけど、現在利子自体はほとんどついてませんので、その辺は県の方と協議していきたいというふうに思っております。

あと、失礼しました。先ほどの基金の残高ですね、96万4,000円ということがございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号 互理町ふるさと創生基金条例を廃止する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 亶理町ふるさと創生基金条例を廃止する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例

議 長（岩佐信一君） 日程第4、議案第3号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（菊池秀治君） それでは、議案第3号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

亶理町課設置条例の一部を次のように改正する。

今回の条例改正につきましては、後期高齢者医療制度が実施されると。そういうことから保健福祉課の分掌事務を改正するものでございます。

前に配付いたしました参考資料の1ページをごらんになっていただきたいと思います。

右側現行、左側改正案ということでございまして、第3条、保健福祉課の項に、第7号といたしまして「後期高齢者医療に関すること」を加えるものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 亶理町課設置条例の一

部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第5号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(以上2件一括議題)

議長(岩佐信一君) 日程第5、議案第4号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び日程第6、議案第5号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

[議案末尾掲載]

議長(岩佐信一君) 議案第4号及び議案第5号について、当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(菊池秀治君) 議案第4号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第5号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、少子化対策が求められる中、長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように、育児のための短時間勤務制度の導入を図るため、それぞれの法律、そしてそれぞれの条文の整備を行うものでございます。

まず、条例の一部を改正の説明をする前に、ちょっと言葉の意味を説明をさせていただきます。

これから第4号、第5号の中で「育児休業」「部分休業」というのが再三にわたって出てまいります。「育児休業」とは、3歳に満たない子を養育するため、3歳の誕生日前まで休業できる制度でございます。これは男児を問わず1回でございます。「部分休業」につきましては、小学校就学前の子を養育するため、1日2時間以内で休業をとることができる。それが部分休業でございます。

そして、今回の第4号、第5号の主な改正内容でございますが、「育児短時間勤務」、これについては地方公務員法、育児休業法なんですけれども、第10条の中に対象職員といたしまして、小学校就学前の子を養育する常勤職員、本町におきまし

ては男性が38名、女性が32名、計70名対象職員がごございます。勤務形態につきましては1日当たり4時間、週20時間ですね、それから1日当たり5時間、週25時間、あるいは週3日で週24時間、週2日半、週20時間など、それぞれ勤務形態の異なる勤務ができると、そういう法改正でございませう。

ちょっとわかりにくい内容となっておりますけれども、そこで、皆様方のお手元に前に配付いたしました参考資料の2ページお開き願いたいと思います。

議案第4号資料ということで、条例の新旧対照表ありますけれども、右側現行、左側改正案、要点のみ説明をさせていただきます。

第1条、趣旨でございませうが、これにつきましては法律改正に伴う条ずれ、追加分条文の改正でございませう。

第2条につきましては、育児休業をすることができない職員、育児休業をすることができない。これにつきましても文言の整理ということでご理解ください。

第3条につきましては、再度の育児休業をすることができる特別の事情。これにつきましては1号、2号は文言の整理でございませう。3号につきましては、疾病等により承認が取り消された後、養育できる状態に回復した場合の条文を追加したものでございませう。それから第4号につきましては、現行、右側の現行の(3)ですけれども、3号の文言の整理でございませうして、夫婦で育児休業計画書を策定して提出すれば交互に養育することができると、そういう内容でございませう。

続きまして、4ページをお開き願います。

第5条、育児休業の承認の取消事由。これにつきましても文言の整理となっております。

第6条、育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新。これは見出しと条ずれの改正でございませう。

第7条、育児休業をしている職員の期末手当等の支給。これにつきましても見出しと条ずれの改正でございませう。

そして、第8条から第16条まで新たに9条が追加されております。

第8条、育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整。これにつきましては1項、2項とも、附則第3項の経過措置にもあるわけでございますが、現行の2分の1を、平成19年8月1日から100分の100で勤務期間を見ますよと、そういう改正でございませう。

第9条、育児短時間勤務をすることができない職員。これにつきましては一応6項目ございまして、1号が非常勤職員、それから臨時的に任用される職員、3号が育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員、第4号が互理町職員の定年等に関する条例第4条第1項または第2項の規定により、引き続いて勤務している職員、これは何を意味するかといいますと、定年後に翌日から再任用されまして職務についての職員のことを指しているわけございまして、当然これも1年、最高で3年と、そういう更新もあるわけございまして。

第5号、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員。最後6号でございますが、前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員、ちょっと長いくどい表現なんですけれども、こういう6号の職員については、育児短時間勤務をすることができないと、そういうことございまして。

それから、次のページ、6ページ。

第10条でございますが、第10条は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情を示したものでございまして、6パターンございまして。

簡単に言いますと、1号が、育児短時間勤務の承認が2人目の子の産休により取り消された後、その2人目の子が死亡した場合、再承認することができる。2号は、休職、または停職の処分により取り消された後、その期間が終了した場合。3号が、負傷、疾病、または身体上、もしくは精神上的の障害により取り消された後、その状態が回復した場合。4号につきましては、第13条3号で取り消された場合の措置でございます。それから5号は、夫婦で育児休業計画書により交互に養育する場合。それから6号が、配偶者が入院など予測不可能なことによる場合。このように6パターンを規定しておるわけございまして。

第11条、育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態。これにつきましては、変則勤務の場合に週20時間から25時間の範囲で勤務することが可能ですよ、そういう内容でございます。

第12条、育児短時間勤務の承認、または期間の延長の請求手続。これにつきまして

ては1カ月前まで行ってください、そういうことでございます。

第13条、育児短時間勤務の承認の取消事由。これにつきましても3パターンを規定しております。一つは、当該職員以外の親が養育できる場合。2号が、2人目の子に係る育児短時間勤務が承認された場合。3号が、別のパターンの育児短時間勤務が承認された場合。このような3パターンでございます。

第14条、育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情。育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。これについては職員、臨時職員とか、そういうやつがオーバーしている場合、あるいは代用職員をやめさせることになると。ということは、こういうことなんですね。現在、育児勤務をとっている常勤職員が、この常勤職員のために補充した職員が復帰することによって過員になる、オーバーする。そういう場合には当然、現在まで育児勤務職員はそのまま、さらに育児短時間勤務をすることはもういいですよ。そういう措置を第14条でうたっているわけでございます。

続きまして、8ページ。

第15条、育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知。これにつきましては書面によって行ってくださいということでございます。

第16条、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新。これについては、先ほど説明した第6条の規定と同じく、あらかじめ本人の同意をとってくださいということでございます。

第17条、部分休業をすることができる職員。これは先ほど申し上げましたとおり、就学前まで1日2時間以内の部分休業ですね。17条につきましては「育児短時間勤務をしている職員」を追加あるいは本文の条ずれと文言の整理でございます。

そして、第18条、部分休業の承認。これにつきましては部分休業の承認で文言の整理と2項立てと内容を改正したものでございます。

それから、第19条、部分休業に係る給与の減額。これについては条ずれ改正ということでご理解ください。

それから、第20条、部分休業の承認の取消事由。これにつきましても条ずれ改正でございます。

以上が互理町職員の育児休業等に関する一部を改正する条例でございます。

続きまして、議案第5号 互理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を

改正する条例についてご説明をいたします。

10ページをお開き願いたいと思います。

これについても右側現行、左側改正案なんですけど、改正案の主な点だけ説明をさせていただきます。

第2条の第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律の承認を受けた職員の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定める、こういう内容でございます。簡単に言いますと、育児短時間勤務が承認を受けた職員については、その内容に従い、任命権者が定めなくちゃいけませんよと、そういうことでございます。

それから、第3項でございますが、これにつきましては再任用短時間勤務職員の文言の整理でございます。これは先ほど申し上げましたとおり、60歳以上で再任用短時間勤務をする職員。再任用職員についてはフルタイム、8時間を勤務する職員と、それから短時間を勤務する職員、二通りあるわけでございます。今回の場合は再任用短時間、短時間勤務をする方の文言の整理ということでございます。

それから、4項につきましても、短時間勤務職員の規定の追加と1週間当たり32時間までの範囲で勤務時間を定めなさいと、そういうことでございます。

5項につきましては、その他町長が認める場合の文言の整理でございます。

第3条、週休日及び勤務時間の割振りににつきましては、これは2行目にただし書きありますけれども、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務職員等の育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日の間の5日間において週休日を設けることができますよと、そういう内容でございます。

それから、3条の2項については、同じく育児短時間勤務職員について1日8時間以内で勤務時間を割り振る旨の追加でございます。

それから、第4条関係につきましては、下から3行目、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員にあつては8日以上、次ページですね、週休日）を設けなければな

らないと、そのような柔軟な週休日を設けることができる旨の内容文を追加しているわけでございます。

続きまして、12ページ、第8条は正規の勤務時間以外の時間における勤務。13ページの3行目にただし書きありますけれども、そのただし書きは育児短時間勤務時間の規定を追加したものでございます。その下にあるただし書きも同じでございます。

それから、第12条、年次有給休暇。これにつきましては1号に、次号及び3号に掲げる職員以外の職員ということで、20日、括弧書きとして、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員にあってはと、これについては育児短時間勤務職員の規定を追加して、20日間以内で年次有給休暇をとれますよと、そういうことでございます。

そして13ページの一番下に、17条、組合休暇というのがあります。

次のページ、14ページをお開きください。

これにつきましても組合休暇に関する育児短時間勤務職員の規定を追加したものでございます。

そして、19条につきましては、非常勤職員の勤務時間、休暇等でございますが、これにつきましても文言の整理というような内容でございます。

以上、議案第4号、第5号についての説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第4号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） ちょっと内容確認なんですけれども、亶理町役場の職員の方々には共働きの方々が多分多くいると思うんです。そこで、部分休業のことについて確認漏れかもわからないんですけれども、ともに週休を時間をずらして1日のうちでかっきり2時間ずつで4時間をピークとしまして時間をずらしてできるということになるのか。あと、同時に同じ時間帯を夫婦で子供と暮らすために同時に部分休業を請求できると、そのような対応になっているのかいないのかについて確認したいと思います。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） 鈴木議員の仰せのとおり、部分休業については、それぞれの立場
でとることが可能でございます。よろしいでしょうか。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条
例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 亶理町職員の育児休業
等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す
る条例の件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 亶理町職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7 議案第 6 号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

議長（岩佐信一君） 日程第 7、議案第 6 号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（菊池秀治君） それでは、議案第 6 号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

亶理町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

参考資料15ページをお開き願いたいと思います。

この議案につきましては、先ほどご説明いたしました第 4 号、第 5 号議案と関連いたしておりまして、少子化対策の一環で一部を改正する条例でございます。

第 4 条関連から説明しますが、これにつきましても改正案の方で主な点だけ説明をしますのでご理解をいただきたいと思います。

第 4 条、初任給、昇給、昇格の基準。

第 11 項、この内容につきましては短時間勤務職員の給料表を規定したものでございます。

次に、第 4 条の 2、この内容につきましては再任用職員のうち育児短時間勤務をする職員の給料月額の方法を規定したものでございます。

続きまして、16 ページ、第 4 条の 3、これにつきましても再任用職員のうちの育児短時間勤務をする職員並びに再任用短時間勤務する職員の給料月額の方法を規定したものでございます。

第 4 条の 4、これにつきましては短時間勤務職員の給料月額の方法を規定したものでございます。

次に、第 11 条、時間外勤務手当の内容でございますが、これにつきましては育児

短時間勤務職員の特例を規定したものでございます。8時間まで100分の100、深夜、午後10時以降ですね、これについては100分の125とすると、そういう内容でございます。8時間まで100分の100、そして深夜、午後10時以降100分の125ということでございます。

続きまして、第16条、17ページの下の方ですが、期末手当。これにつきましては第16条、第17条、17条規定でありますけれども、育児短時間勤務をする職員の勤務時間に応じ期末手当を支給する旨の追加条文でございます。

19ページ、ちょっとごらんになっていただきたいんですけども、19ページの17条、勤勉手当。16条、17条は、先ほど説明したんですが、一番下の方に現行100分の77.5から勤勉手当100分の75に改正されております。これはどういう意味かといいますと、勤勉手当の支給割合で前回、前回というのは12月改正しておりますけれども、12月に6月と12月の支給分を合わせて100分の5を増、増やしております。それを今回6月と12月に振り分けるものでございます。

それから、第19条、通勤手当につきましては、21ページの上段、これは文言の追加でございまして、括弧書きに育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員、このように文言の追加をしたものでございます。

それから、第20条、臨時または非常勤職員の給与。これにつきましても文言の整理ということでございます。

それから、第25条、特定の職員についての適用除外。これは短時間勤務職員を追加したということの改正でございます。

なお、今日まで再任用職員、本町ではしておりません。該当なしということでご理解をいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号 互理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件

を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 亶理町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議 長（岩佐信一君） 日程第8、議案第7号 亶理町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（菊池秀治君） それでは、議案第7号 亶理町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

亶理町職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、行財政改革の一環として経費削減を図るため、運転における日当加算を廃止する改正でございます。

それでは、参考資料の22ページをお開き願いたいと思います。

右側現行、左側改正案でございます。第19条の2項、前項の規定にかかわらず公用車使用の全行程が50キロメートルを超え100キロメートル未満の旅行による運転者の日当額は200円とすると明記されてありますが、これらを廃止により削ると。それから備考についても同じく廃止により削ると、そういうことでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） まず、運転における日当加算、2006年当然いいですから支給対象とは何人に支給されているのか、まず述べてください。

議 長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） 今鞠子議員さん言った2000何年。2006年度のですか。（「平成18年」の声あり）平成18年で、ちょうど、実数ちょっと資料持っておりませんが、当

時で職員数 305人だと思っておりますが、その中で免許所有者並びに公用車運転する職員、それらを差し引いての実数となりますので、後で数字をお示ししてよろしいでしょうか。

議長（岩佐信一君） 3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 支給額もやっぱりわからないんですか、今時点では。人数掛ける200円です。幾ら支給されているのか、積算日当は。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） 概算の数字でご理解をください。約256名ぐらいだと思います。実数については後で説明いたします。（「支給額もね」の声あり）

議長（岩佐信一君） 3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 行政改革で経費削減なので、やっぱり基本的なことなので額はやっぱりつかんでいただきたいというふうに思います。

もう一点だけ。ほかの周辺市町村でもいいですから、ほかの市町村の動向、動きを調べていれば述べてください。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） こちらで把握している近隣町村、山元町、それからお隣の、お隣というよりも、亘理地区行政事務組合も4月から廃止、それに私ら方、近隣市町村ではそのくらいということでご理解いただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号 亘理町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 亘理町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 亙理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第9、議案第8号 亙理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（菊池秀治君） それでは、議案第8号 亙理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

亙理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正内容につきましては、農政推進員の報酬を基本額と戸数割の併用に改正するものでございます。

それでは、資料の方の23ページをお開き願いたいと思います。

右側現行、左側改正案でございまして、現在の農政推進員、年額4万8,000円を、左側の改正、基本額として年2万8,800円、そして1戸あたり430円、このような内容で改正するというところでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず、農政推進員、何名ですか。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） 72名でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今回支給の方法を変更した目的はどのような目的ですか。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） 現在の農家戸数そのものについては3,212戸あるわけでありましてけれども、その72営農組合、集落の戸数は偏っているというわけでございます。これについては最大では95戸、あるいは少ない戸数では14戸というような部分がありますので、バランスを改善というような状況から今回、公平さを保つために

基本額と戸数割に改正するものでございます。

議長（岩佐信一君） 3番 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 全体として72名、合計で、金額そのものは改正時点でどういうふう
に変わるんです、増えるんですか減るんですか。もし額がわかれば教えてください。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） この総額については4万8,000円の72営農組合の数字で、
これについては総額は変わりはありません。ただこの総額の中身を、基本割につ
いては総額で60%、あるいは戸数割で40%の比率でこれを改正するものでございま
す。ですから、総額については変わりはありません。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 亶理町特別職の職員で
非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案
のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進
すべき区域における固定資産税の課税免除に関
する条例

議長（岩佐信一君） 日程第10、議案第9号 亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に
促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の件を議題といたしま
す。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） では、議案第9号 亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例についてご説明を申し上げます。

この条例につきましては、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」が平成19年6月からスタートしたわけでありまして、これに基づきまして、宮城県及び県内の市町村とともに策定をした「地域産業活性化計画」が国の同意を19年4月30日に受けております。そういうことから、自動車関連企業の誘致あるいは進出等を図るべく環境整備を図るということから、固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものでございます。

条文について読み上げていきたいと思っております。

まず、この亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進するべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例、第1条、趣旨でございます。

この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する同意集積区域（以下「同意集積区域」という。）における固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

この第1条でありますけれども、先ほど申しましたように、企業立地促進法が19年6月にスタートしたわけでありまして、その第9条第1項に規定するということは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が同意基本計画において定める集積区域、どの部分の市町村かということを決めております。これについては同意集積区域ということで、宮城県については宮城自動車関連産業集積形成基本計画という計画を定めたわけでありまして、これが4月30日にこれ国の承認を受けております。この集積区域の中に規定しておるのは、宮城県の場合は7市6町1村の市町村を定めております。

第2条、免除でございます。同意集積区域以内において、法第5条第5項の規定による産業集積の形成または産業集積の活性化に関する基本計画の同意（当該同意が平成21年3月31日までに行われたものに限る。）の日から起算して5年を経過する日までの期間に、法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って法第9条

第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第3条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者（法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって、省令第4条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。）について、当該対象施設の用に供する家屋もしくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、省令第5条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。）またはこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋または構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3カ年度に限り、当該固定資産税を免除するという規定でございます。これについては同意集積区域においてということは、先ほど申しましたように、7市6町1村ですか、ちょっとすみません。この7市6町1村に定めているわけでありましてけれども、法第5条第5項の規定というのも、この集積の業種として規定する業種を定めております。これについては製造業ほか9事業種を定めておるわけですが、この業種が基本合意のあった日からということですから、宮城県の場合は平成19年4月30日に同意をいただいておりますので、24年3月31日までに、この5年を経過するということは24年3月31日まで該当しますよということでございます。それでもってこの承認企業立地計画に従って申請するわけでありましてけれども、法律の第20条の規定については、地方税の課税免除または誘致に関する、伴う措置というようなことでこの中に定めておりますけれども、省令がございまして。その3条に規定する省令については製造業で、この場合は5億円以上、それ以外の業種については3億円以上の施設とした場合に対象としますという規定でございます。

そして、その中に今度またさらに省令がありまして、省令第4条に規定する業種に属する事業ということは、これもまた規定されておまして、業種がこの省令では製造業を含めて6業種の内容となっております。それらについての家屋、あるいは構築物、またこれらの敷地である土地を取得した、1年以内に取得した分をとということなんですけれども、これに対する固定資産税が、年度の対象となった、課されることとなった年度以降3カ年に関して免除をいたしますという規定でございます。

ます。

続きまして、第3条でありますけれども、第3条については、免除の申請及び決定でございます。前条の規定により固定資産税の免除を受けようとする者は、免除を受けようとする年度の4月10日までに次に掲げる事項を記載した課税免除申請書を町長に提出しなければならない。

1号、免除を受けようとする者の氏名または名称及び住所または所在地。

2号、新設し、または増設した施設の概要。

3号、その他町長が必要と認める事項。

2項については、町長は、前項の課税免除申請書を受理したときは、審査の上、免除の処分を決定し、その旨を固定資産税の免除を受けようとする者に通知しなければならない。

第4条は免除の取り消しでありますけれども、町長は、第2条の規定により固定資産税の免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該免除を取り消すことができる。

1号、虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

2号、この条例及びこの条例に基づく規則に違反をしたとき。

第5条は、規則への委任でありますけれども、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 簡単に。法第7条に基づく地域産業活性化協議会、このメンバーで
すね、亘理町も入っているのかどうか。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） 亘理町は入ってございます。（「メンバー、協定メンバー」
の声あり）

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） ただいまの質問については協議会の関係でございますね。

（「はい」の声あり）協議会の関係については、県内の今申しました7市6町1村
ほか、あと関連する県内の企業と自動車関連の企業と、そういうものの関連企業で

構成されて……

議 長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） 7市6町1村の内訳を申しますと、市は仙台市、石巻、角田、岩沼、登米、栗原、大崎、町村は村田、丸森、亘理、大和、大郷、富谷、大衡の市町村がこれらの集積地域となっておりますから、この協議会には参加をしております。以上です。

議 長（岩佐信一君） 3番鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 企業者が作成する企業立地ということですね、企業者が作成して知事に申請し、知事が承認するとなっておりますけれども、この企業立地施策について町は関与することができるんですか。

議 長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） これについては計画については、基本計画をいわゆる県の方に申請をして、県がこの基本計画に基づいて該当するかどうかを審査をした上で県の方からこの内容について該当するというような内容の通知があるというようなことで今現在は承っております。それについて、ですから最終的には県がその事業がこの法律に基づいた内容に合致すれば、町はその内容に基づいて課税の免税措置をするということになるかと思えます。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。18番島田金一議員。

18番（島田金一君） それに関連してですが、9業種指定となっておりますが、もしよければゆっくりと9業種お願いします。

議 長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） この業種については9業種が第5条第5号の規定によって定められておるわけでありましてけれども、これについてはいわゆる基本計画の中の業種ということで、この5条に基づいて定めております。それについては一つは、衣服その他の繊維製品の製造業、あと二つ目は鉄鋼業、三つ目は非鉄金属製造業、四つ目については一般機械器具製造業、次は電気機械器具製造業、次は情報通信の光系の製造業、次は電子部品デバイス用製造業、あともう一つは輸送用の機械の器具の製造業、これは船舶とか鉄道を除いた部分でございます。あと精密機械の製造、機械製造業の以上の9業種がここでいう自動車関連の産業というようなことでの業種指定をされているということでございます。

議 長（岩佐信一君） 18番島田金一議員。

18番（島田金一君） すると、すべて自動車関連という形での企業立地という形になりま
すか。

議 長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） ただいまご質問では、宮城県が、ここに先ほども第1条の
中でお話しましたけれども、9条第1項に規定する同意集積区域ということの同意
集積区域を定めなさいという計画ですね。その計画地は県と市町村が定めるわけ
ですけれども、宮城県は何をしたかといいますと、基本計画定めたかと申しますと、
先ほど申しましたように宮城自動車関連産業集積形成基本計画ということで、宮城
県の場合は自動車関連の事業に限ってこの基本計画を定めておるということでござ
いますので、いわゆる関係する業種は自動車関連の業種ということでございます。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号 亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域
における固定資産税の課税免除に関する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 亶理町企業立地及び事
業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の
件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 亶理町放課後児童クラブ条例

議 長（岩佐信一君） 日程第11、議案第10号 亶理町放課後児童クラブ条例の件を議題と
いたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第10号 亶理町放課後児童クラブ条例についてご説明を申し上げます。

この条例につきましては、町内の小学1年生から3年生まで等の放課後対策の充実と学童保育を受けることができる方の受益者負担の基本原則に立ち、利用料を徴収するため条例を制定するものであります。

それでは、条文の方の説明に入ります。

第1条、趣旨。この条例は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の7の規定に基づき、この34条の7というのは、放課後児童健全育成事業の開始できる市町村または法人等ということ定められている条文でございます。同法第6条の2第2項の規定するという条文につきましては、この放課後健全育成事業という位置づけをされている条文でございます。規定する放課後児童健全育成事業（以下「児童クラブ」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条、定義。この条例において「児童クラブ」とは、町内の小学校に在学する児童で、下校後の家庭において保護を受けることができない児童等を希望により預かり、適切な遊び及び生活の場を与えるなどの指導を行い、児童の健全育成を図ることを目的とする事業をいう。

第3条、名称及び位置等。児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、位置というふうになら説明申し上げます。

亶理つばさ児童クラブ、亶理町字下小路5番地。亶理あおぞら児童クラブ、亶理町字下小路5番地。吉田西児童クラブ、亶理町吉田字宮前40番地。吉田児童クラブ、亶理町長瀬字南原193番地76。荒浜児童クラブ、亶理町荒浜字御狩屋159番地77。高屋児童クラブ、亶理町逢隈高屋字保戸原54番地2。逢隈第一児童クラブ、亶理町逢隈田沢字鈴木堀6番地1、逢隈第二児童クラブ、亶理町逢隈田沢字鈴木堀6番地1。

第4条、対象児童。児童クラブの対象児童は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

第1号、町内の小学校に在学する1学年から3学年までの児童（特別な事情がある4学年から6年生までの児童を含む。）という特別な事情というのは、3障害、知的・精神・身体の障害がある方を指しております。その保護者が労働等のため、

昼間家庭において保護を受けることができない者。

第2号、それぞれの児童クラブの利用定員内において、前号に定める者のほかに利用可能な場合は、町学校の小学校に在学する4学年から6学年までの児童で、その保護者が労働などのため昼間家庭において保護を受けることができない者。

第3号、その他児童の健全育成のため、指導を要すると町長が認めた者。

第5条、利用の決定。児童クラブを利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより町長に申請し、その決定を受けなければならない。

第6条、利用の制限。町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承諾をしないことができる。

第1号、利用定員に達しているとき。

第2号、一度に利用定員を超える利用の申請があったとき。

第3号、亘理町立学校の管理に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）第15条第2項の規定による小学校の出席停止処分を受けている児童であるとき。

第4号、前3号に掲げる場合のほか、当該児童を利用させることにより、児童クラブの集団生活または管理運営に支障が生じると認められるとき。

第2項、町長は、児童クラブを利用している児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童の利用停止または利用の承諾を取り消すことができる。

第1号、第4条に規定する要件に該当しなくなったと認められるとき。

第2号、特別の理由がなく長期わたり児童クラブを利用しないとき。

第3号、特別の理由がなく第7条に規定する利用料を保護者が滞納したとき。

第4号、前項第3号または第4号に該当することとなったとき。

次のページに入ります。

第7条、利用料等。児童クラブの利用児童の保護者は、次の表に定める利用料を町長に定める期日まで納入しなければならない。

児童1人当たりの利用料、月額、延長加算額。月額が3,000円、延長加算額は1,000円でございます。月額は学童の保育時間が8時から夕方18時まででございます。延長加算については18時から19時までの時間の1時間の延長でございます。

第2項、同一世帯から2人以上の児童が利用する場合は、児童2人目以降の利用料は、前項に定める利用料の半額とする。

第3項、前項に規定するもののほか、町長は、児童クラブの運営に必要な経費の

一部について実費相当額を利用児童の保護者から徴収することができる。現在もおやつ代という形で徴収している内容でございます。

第8条、利用料の還付。既に納入された利用料等は、還付しない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

第9条、利用料の減免。町長は、規則で定めるところにより利用料の全部または一部を免除することができる。

第10条、委任。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。1項、施行期日。この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2項に経過措置を今回設けさせていただいております。

この条例の施行に際し、第7条というのは利用料でございます。利用料を平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間は月額3,000円を2,000円とするということで、2年間の経過措置をこの中でうっております。

3号として、この条例の施行日の前日までに亘理町放課後児童健全育成事業実施要綱（平成11年亘理町告示第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 質問をします。施政方針の中で「幼児から高齢者までだれもが安心して生活できるまちづくりを進める。また、児童の健全育成を図る」というようなところがあります。ただこの条例の定義、目的は、受益者負担の考えから利用料を徴収するためにこの条例を制定すると述べておられます。この考え方については私も理解いたします。しかし、第3条の設置場所、児童クラブの設置場所ですね、ここに亘理のつばさ・あおぞら、これは住所地が下小路5番地、この建物は亘理小学校の旧西校舎と理解します。この建物は、平成16年3月の耐震診断の結果、県の評定の結果も耐力度、耐震強度が不足しているというふうな結果が出ていると思うんです。この建物を安全として利用料を負担していただく方々に提供できる建物と理解しておられるのか、その辺をまず第1点目に伺います。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） この建物の耐震関係につきまして過日、教育委員会並びに町の方の都市建設課の方から情報提供いただきまして、耐震結果の調査報告書を確認

させていただきました。ただいま議員さんがおっしゃるとおりの内容でございまして、そういうことから、この診断結果を見ますと、改修を行う意義が薄いというふうな文言もございます。そういうことから関係課と調整をさせていただいて現在、教育委員会と調整をさせていただいて、最終の段階で基本的には亙理小学校の方の校舎等をお借りするというので最終調整に移っているということでご理解をいただきたいというふうに考えております。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） それは亙理小学校の校舎そのぐらい余裕、現校舎ですよ、西校舎を除いた中校舎、東校舎、保有面積からして本当にこの定員95プラス自由来館児、これらを含めた児童を対応できると思っていられるのか、その辺まず一つですね。

次に、安心安全なまちづくり条例というのが多分町にはありますね。制定されています。それで、施政方針の中にも「快適な暮らしの基礎となる各種事業を実施する」という施政方針があるが、これらに対して、こういう施設ではちょっと考えられない。そして、先ほど近々の話だと思えますけれども、教育委員会と都市建設課、この数値はもう平成16年3月に出ている数値なので、条例こんな出てくる段階の話じゃないと思うんですね。前もって行政側はこういうことを知っておられます。行政責任として、今、前この富士宮市のプールで事件あって、大変な事件になったと思います、行政の責任問われたのが。そういうことを知っていてこういうあそこの校舎でやるという発想、そこに預ける親に安心、子供に安全というのがちょっと基本的にかげ離れているのではないかなと私は思うんですね。

そこで、一つ提案なんですけれども、中校舎、東校舎には多分余裕はないと思います。そのぐらいのスペース、100人以上の子供を預かるために。そうした場合、プレハブの建物、逢隈の中学校の北側にもプレハブ特別校舎3棟建っていると思います。これのリース料は多分年間285万円の今回の予算計上しておられるんですね。それを5年リースですと大体このぐらいの金額になります。ただプレハブの校舎といっても保有面積に入らなければ耐用年数は5年以上10年ぐらいはもちます。それで、総合発展計画の中にも中央児童館を建てるというような計画はあります。しかし、今の財政からいえば、そう急に1年2年で何億もする中央児童館を建設されるとは私には思いがたい。そうした場合、やっぱり子供と保護者に安心安全を与えるためには別な施設、プレハブの施設でもいいし、そういうもので対応して

みてはいかがでしょうかというのが私の提案です。その辺町長に伺います。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） ただいまの質問で町長が私の方の担当課長ということで指示
ございますので、私の方から回答させていただきます。

今、鈴木議員さんがおっしゃるとおり、この問題の西校舎に係る打ち合せ会議については平成18年から教育委員会と再三にわたりまして調整作業をしております。ここに会議の資料も持っております。そういうことで早急に、今議員さんがおっしゃるようにプレハブまたは新しい方向で新しい建物の建築ということでの方向性を現在の第四次総合発展計画の中で位置づけていただいて調整をさせていただいているところでございます。そういうことから、昨年12月にも町の方の政策調整会議がございまして、これについても現在の第四次発展計画の実施計画のローリングの中で先送りではなく、前倒しをお願いしているところでございます。そういうことから、本年の1月に県の方に児童センター亘理児童クラブの新設工事をぜひ検討したいということで、現在、協議をしているところでございます。この事業に関しましては国の直結補助ということなものですから、県を經由して国の方との調整作業があるものですら、そこら辺の調整を進めて、早い時期にそちらの方のローリングの方の前倒しをしていただいて、プレハブというと暫定的になるものですから、建設に向けて努力をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） すみません。追加としまして、先ほどの亘理小学校の校舎、特別教室等は必要面積が満杯じゃないかということでございましたので、学校の方との、教育委員会を中に入らせていただきまして調整は、新しく建築されました体育館のミーティングルームと、あと授業に差し支えないよう外が使えないときはあの体育館の中を使わせていただくような今最終調整をさせていただいて、この条例が議決いただければ来週早々にも、学校の方も卒業式が控えているものですから、来週早々に最終的な詰めをさせていただきたいということで今スケジュールを組んでいるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 9番鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今こころ変わってきて、あそこの中校舎、東校舎はスペースがない。今度は体育館だと。そのこういう条例を出してくる段階で、どこでこれをやる

んだとしっかりした考え方、それは町民、住民側に示すものであって、自分たちが対応で物理的にうまくないとか、耐震強度が足りないとか、そういう基本的な考え方がきちんと整理されてないからそのようなことになるんだと思いますよ。提案する以上、住民、使用者に満足させられるような行政施策でこういう大切な将来を担う子供を対応していかないと、保護者にどのような説明をして今後対応するのか。今までの説明では、多分あの校舎を使うというような話で保護者、それでこういうアンケート調査までとっていると思うんですね。違うんですか。アンケート調査はあそこを使うというようなアンケートでとっていると思う。アンケート調査の中には、「亘理町では整った施設で、預ける保護者の方にとって安心、保護者の方にとって安心ですよ、登録児童にとって安全な、また自由来館児のことも考えていけるような子供たちの快い居場所空間の提供を目指しております」と、このような文言で保護者にアンケートをとっているんですね。そういう形であの居場所でこういうアンケートをとるという自体が、初めからしてあそこの建物でやろうとしている考えなんですね。それでこういうふうなことが出てきたから、では別なこと、今度体育館、体育館を使っただって、初めは体育館も私はいいいと思います。ただ必ず学校には支障出ます、授業とかそういう面では。そういう臨機応変的な動きじゃなくて、もっと基本をしっかりとした動きでこういう大切な子供の教育というのはやっていただきたいと思うんです。その辺は町長に私は伺います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまの放課後の児童クラブの条例の制定については、保健福祉課並びに議員の方々にもご説明を申し上げておるところでございますけれども、ご案内のとおり亘理町の小学校は6校あります。その中で長瀬小学校の体育館の中に児童クラブ、そして高屋小学校も体育館で実施していると。しかし、荒浜児童館については学校と児童館の距離が遠いということで、本来ですと荒浜小学校の体育館も新しい、昨年建てたばかりですので、ぜひそちらの方をお願いしたいということでしたけれども、距離が長いということ。そして、逢隈小学校の校舎、平成14年に建築いたしました、増築ですね、その中に特別教室が三つある。1階、2階、3階、そしてエレベーター付ということで老人クラブにも利用させました。その部屋についてもぜひ、やはり小学校1年、2年、3年生ですから、学校で児童クラブを行うのが一番移動距離もなく、そして交通事故に遭わないということで、ぜ

ひそれらについてもいろいろと調整をしたわけでございます。そして、今回のこの亘理、二つのつばさ児童・あおぞら児童クラブそのものについては、やはり耐震診断、補強しても無理な建物であると。40年の建築物であるということから、昨日教育委員会と、以前からも保健福祉課と教育委員会の方でいろいろと昨年から調整をしておったようでございます。それらの内容についてなかなか学校との調整がうまくいかなかったということでございますけれども、やはり将来を担う子供たちの安全安心な児童クラブにするためには、ご案内のとおり亘理小学校の体育館は平成17年度に建設したと。そして一番大きな建物であり、体育館の中の広場のほかにミーティングルームと2部屋があるのであります。それらの内容と、ご案内のとおりあの体育館は大きいものですから仕切りになると。こちらの方で授業で使っておっても、こちらで子供が遊ぶようになっている。ネットフェンスがかけられる状態になる。そういうことで、ぜひそれらについて教育委員会と保健福祉課の方で調整すべきであるということ指示を昨日出しました。そういうことで、これから現場の学校当局ともやはりその辺を、同じ学校の子供を預かるものですから、ほかから来るわけでは、亘理小学校の1年、2年、3年生が同じ児童クラブにいるということが最もいいのではなかろうかということで、今後そういうことで議員の方々のご理解を賜りたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） あした一般質問もありますので簡単に質問し、簡単なものとどめます。

学童保育の役割、これ重要だという、ますます重要になっているということを前提にして、全国学童保育連絡協議会が昨年5月に行った調査によりますと、入所児童数は74万人、前年比で4万人増、4年前と比べて21万人増えていると。大規模な学童保育が急増していると。71人以上が03年には8.5%だったのが06年には14.1%増えていると。大規模というのは恐らく70人、71人以上だと思うんですけども、今後とも大規模な学童保育、大規模なクラブですね、クラブの解消に努める必要があると思っておりますけれども、その点について答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 国のガイドラインについてはあしたの一般質問等で齋藤町長が答えますので、それで、大規模というのは70人以上ということで、例えば亘理と

か逢隈は二つのクラブにして、やはり適正な学童の人数で充実した保育をやるという事で対応しております。そのとおりでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 今現在は、学童保育の町のしての設置基準は策定されておられません。利用料をとらなくても設置基準は必要と思いますけれども、今度利用料をとるんですから、ますます町として設置基準をつくる必要があるというふうに思いますけれども、その点について述べてください。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） これにつきましては早急に設置基準等を検討させていただきたいと思います。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 3点目、児童福祉施設運営審議会、ここで利用料のことについても議論をしていくべきだと思うんですけれども、この中の学識経験者2名の役職名を述べてください。

もう一点目、これはお金かかる問題でないんで、ほかの審議会ともかかわりますけれども、今後、審議会の内容について議事録についても含めて議題も含めてですけれども、ホームページ上で公表する必要があるというのが2点目、その点についてどうか。

3点目、学童保育への国の補助単価、これは年間250日開設で、これが基準開設日数ですけれども、人数によって違いますけれども、20人から35人で年間161万2,000円、1クラブですね、これは極めて低いというふうに私は思いますけれども、その3点について答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） まず、児童福祉施設審議会の委員の2名の学識経験者の方でございしますが、2名とも学校の先生でございまして、1名の方は学校長さんを退職された方でございます。あともう一名の方は教員でございまして、特に特殊学級等を専門に担当された先生でございます。

次に、2点目のこの審議会の議事等についての公表につきましては、これは総務課の方の情報担当の方とよく協議させていただいて、会議録はいつでもホームページ等でも掲載できるような形で作成して報告をさせていただいて決裁をとっており

ますので、これについては対応可能かどうかよく協議をさせていただいて対応させていただきたいというふうに考えてます。

あと、補助金でございますが、今1クラブ20人から35人ということで年額で161万2,000円の基本額になっております。しかしながら、亘理町の場合には、その上の、例えば亘理とか逢隈は二つの児童クラブを設置している関係で基準額が24万8,000円ということで両方の基準額。ですから、複数、二つのクラブを持っているところは一つのクラブの数で調整されるようになっておりますので、161万2,000円は吉田西児童クラブと吉田児童クラブ、荒浜児童クラブの3カ所が補助額基本額が161万2,000円の3分の2補助、あと亘理のつばさ・あおぞらと逢隈第一、第二は合わせて24万8,000円の3分の2の補助の対象になっております。以上です。

（「低いかどうかって聞いたよね。補助単価そのものが低いかどうかって。私低いと思っているんですけれども」の声あり）

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） これは補助単価が低いというのは、利用料をとってもこの基準額がクリアできる状況でございますから低いと思います。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。14番熊田芳子議員。

14番（熊田芳子君） ただいま町長が答弁されましたけれども、実は生涯学習課の管轄で2年間にわたりまして木曜日、亘理小学校1年生から6年生まで放課後学校委員ということで50名の子供たちが、ただいま亘理小学校の屋内体育館、ミーティングルームを使わせていただきまして、そこで子供たちが地域のそういう居場所づくりということで大変充実した生活を送っている状況でございます。つばさ・あおぞらのそういった児童クラブの子供たちがもし入居されますと、大変パニックを起こして非常にそういった面でわけわからなくなるような形なので、そういう点ではっきりとやはり地域子供教室はもうこのまま持続できない、3年目に向けて持続できないのかどうか、そういった点も非常に保護者の方にとっては不安だと思います。ですから、その辺のところをご検討いただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） ただいまのご質問については教育委員会の方の生涯学習課の方の担当事業ということでございますので、私の方のサイドとしては体育館をお借

りするような調整、今後進めていくようになりますけれども、その中でその事業についてもよく調整をさせていただいて、従来の事業が低下しないような形でどのように対策を講じてやったらいいかということを経重に対応させていただきたいと思
います。以上です。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。10番平間竹夫議員。

10番（平間竹夫君） この児童クラブの位置ですけれども、今町長がさっき言いましたけれども、荒浜児童館ということで荒浜はやっているということなただけけれども、各地区体育館とかで対応しているということなんですけれども、今も互理小学校の中というような検討はしてられるということの中で、荒浜は児童館の内ということと、小学校と大分かけ離れているんですよ、ここね。この小学校、今度体育館つくったんですけれども、体育館の我々はつくることについて賛成同意、当たり前のことだと思ってやりましたけれども、その中に検討されなかったものか。今後こういう形での、さっき近く近くというの中で、ここ結構遠いんですよ、児童館と小学校と。いうことになると、この位置づけは今後このままでやっていかれるのか、また小学校の近くに勤労ホーム、前のね、あの方法とか、何か考えなきゃいけないんじゃないのかなと思いますけれども、この距離の離れているところでこれ今後とも運営していくのか、それを確認したいと思います。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 荒浜小学校の体育館建設に関して、この体育館の中に長瀬小学校並みに児童クラブを設置するという話については、私の方では地域の皆さんと建設するために説明する中で話し合いがあったと。しかしながら、荒浜の児童クラブからの話では、やっぱり地域の人たちは、体育館よりも少し離れても現在の児童館等に来て児童クラブをやってほしいという希望がございましたので、そのように対応させていただいたところでございます。

今後についての体育館での児童クラブのあり方については、今後十分そういうふうな地域の実情も十分踏まえながら計画的に対応できるような形で検討させていただきたいと思
います。以上です。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「動議」の声あり）16番。

まず、原案反対の方の……（「動議」の声あり）動議ですか。

16番（永浜紀次君） 今聞いていて、まだちょっと納得し切れない部分がございます。それで、この議案を……

議長（岩佐信一君） 内容を説明願います。

16番（永浜紀次君） テーマは、ただいまの議案に対して修正とか何とかじゃなくて、まだ説明が十分に私たちはされた中で理解し切れない部分がございます。それで、この会期中なり何なり、もう少し当該する教育福祉常任委員会で内容を調査してから、調査し終わって委員長報告をもってこの議案の賛成反対する討論に入っていたきたいと、かように考えますが、いかがでしょうか。

議長（岩佐信一君） 動議に関しましては賛成議員が1名必要。おりませんので、この動議は成立しないということ。（「もし必要であれば」の声あり）今成立しませんと言いましたので。（「17番」の声あり）はい、動議は成立しませんか。発言しました。（「はい、はい」の声あり）これをもって……（「何だい、今さっきは説明聞くって言っただけじゃないの、一番最初」の声あり）動議は成立しませんと、だれも賛成者がいなかったの。（「最初、議長が動議が必要だか何だかということはどういうことですかということだったんです。それであれば……」の声あり）

暫時休憩をいたします。

午後0時15分 休憩

午後1時23分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。（「動議」の声あり）

動議の内容。

2番（熊澤 勇君） 今回提案されました本件につきまして、審議が十分でないので、もう少し当局のいろいろな説明をお聞きしたいと思いますので、その辺を教育福祉常任委員会において3月18日の期間をつけまして付託したいと思います。そして、最終日の本会議に採決をしたいと思いますので、そういうような取り計らいをしていただきたいと私動議を出したいと思います。よろしくお願いします。（「賛成」の声あり）

議長（岩佐信一君） 賛成が3人でございます。動議が成立いたしました。

この動議に対して決議を、ただいま熊澤君から本案に対する最終日採決にするた

めの教育常任委員会付託という動議が出ました。この動議は賛成者が3名おります。成立いたしましたわけです。

熊澤議員から本案に対する最終採決に対するため教育常任委員会に付託することについての採決をいたします。

この採決は起立採決により行いたいと思います。

動議に対して賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（岩佐信一君） 起立多数であります。よって、動議は成立いたしました。

昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は2時半といたします。

訂正いたします。再開は2時10分といたします。

午後1時25分 休憩

午後2時09分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第11号 亶理町後期高齢者医療に関する条例

議長（岩佐信一君） 日程第12、議案第11号 亶理町後期高齢者医療に関する条例の件を議題といたします。

[議案末尾掲載]

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第11号 亶理町後期高齢者医療に関する条例についてご説明を申し上げます。

この新しい条例の制定につきましては、本年の4月1日から始まります後期高齢者の医療事務のうち保険料の徴収事務及び政令でそれぞれの市町村において行う、特に亶理町において行う事務に関し必要な事項を定めた内容となっております。

それでは、条文の方の説明に入ります。

第1条、趣旨。亶理町（以下「町」という。）が行う後期高齢者医療については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」とい

う。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令 129号。以下「施行規則」という。）その他の法令及び宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第28号。以下「広域連合条例」という。）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2条、町において行う事務ということでございます。町の事務については、このような第1号から8号までございます。町は、保険料の徴収並びに令第2条並びに施行規則第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。

第1号、広域連合条例第2条の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付。

第2号、広域連合条例第16条の保険料の額に係る通知書の引き渡し。

第3号、広域連合条例第17条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付。

第4号、広域連合条例第17条第2項の保険料の徴収猶予の申請書に対する宮城県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引き渡し。

第5号、広域連合条例第18条第3項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付。

第6号、広域連合条例第18条第3項の保険料の減免の申請に対する宮城県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引き渡し。

第7号、広域連合条例第19条本文の申告書の提出の受付。

第8号、前各号に掲げる事務に付随する事務というようなのが本町においての行う所掌事務になっております。

第3条、保険料を徴収すべき被保険者。町が保険料を徴収する被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。

第1号、町に住所を有する被保険者、すなわち75歳以上の方でございます。

第2号、法第55号第1項の規定というのは75歳以上の者というふうに定められております。の規定を受ける被保険者であって、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下に同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、町に住所を有していた被保険者ということでございます。

このところでちょっと補足をさせていただきますけれども、病院等というのは療養に関しての病院ですね、医療にかかるための病院等でございます。ですから、

町内に限らないということで仙台とか、それぞれ県内の中で入院等をして、もう一つの入院等というのが第2項の中段にありますけれども、これは老人ホーム、特別養護老人施設とか、そういうふうな施設関係、介護の必要な方で施設関係に入った場合の文言の規定が入院等という、この第2項の2行目にある入院等の意味の説明でございます。

次に、第3号、法第55条第2項第1号の規定を受ける被保険者、この55条第2項第1号は、65歳以上75歳未満の者であって一定の障害がある方を意味していることでございます。継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、町に住所を有していた被保険者と。ですから、これらの施設、病院とか施設に入院しても、町の住所を有しているということで保険料の徴収対象になるということでございます。

第4号、法第55条第2項第2号の規定に適用を受ける被保険者であって、この法第55条第2項第2号というのは、他の広域連合、すなわち宮城県内は一つの広域連合、36市町村でつくっておりますけれども、福島県とか山形県とか東京とか別なところに行った場合の所在地についても、町に住所を有している被保険者ということで保険料の徴収対象者になるという文言になります。適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、町に住所を有していた被保険者と。

第4条、普通徴収に係る保険料の納期及び納付額。普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

町で行う保険料の徴収は、普通徴収の納期を定めるというふうに徴収事務が町の業務ということになりますので、ここに第1期、7月16日から同月31日まで。第2期、8月16日から同月31日まで。第3期、9月16日から同月30日まで。第4期、10月16日から同月31日まで。第5期、11月16日から同月30日まで。第6期、12月16日から同月31日まで。第7期、1月16日から同月31日まで。第8期、2月16日から同月、2月の場合は4年に1回うるう年ございますので、末日までというふうになります。第9期、3月16日から同月31日までということで、この後期高齢の保険料徴収は、7月から3月までの9期にわたって徴収するというふうになります。

次の31ページをお願いしたいと思います。

第2項、前項に規定する納期によりがたい被保険者に係る納期は、町長が別に定

めることができる。この場合において、町長は当該被保険者または連帯納付義務者（法第 108条第 2 項、この第 2 項は世帯主、または第 3 項の規定によりと。第 3 項については配偶者の方々について、規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対して納期を通知しなければならないということでございます。

第 3 項、第 1 項の各納期において徴収する保険料の納付額は、当該年度分の保険料の納付額を当該賦課額が確定した後の納期の数で除して得た額とする。

第 4 項、納期ごとの分割金額は 100円未満の端数がある場合、または当該額の全額が 100円未満である場合は、その端数金額または当該額の全額は、すべて当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとするというふうな、端数的な金額の調整は最初の納期に持ってくるというふうなことでございます。

第 5 条、保険料の督促手数料。保険料の督促手数料は、督促状 1 通について 100円とする。

第 6 条、延滞金。被保険者または連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合において、その納付する金額に当該納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6%、当該納期限の翌日から 1 カ月を経過する日までの期間については年 7.3%の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

第 2 項、前項の延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる納付する金額に 1,000円未満の端数があるとき、または当該金額が 2,000円未満であるときは、その端数となる金額またはその全額を切り捨てるものとする。

第 3 項、第 1 項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第 4 項、前 3 項の規定により算出された延滞金の額が 1,000円未満である場合はその金額を、当該延滞金が 1,000円以上である場合は 100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものを当該延滞金の確定金額とする。

第 7 条、公示送達。法第 112条の規定、これは法第 112条は地方税法の準用でございます。において準用する地方税法（昭和25年法律第 226号）第20条の 2 に規定する公示送達は、亘理町公告式条例（昭和30年条例第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

第8条、罰則。被保険者、被保険者の配偶者もしくは被保険者の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者またはこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項、これは被保険者に関する調査というふうな内容の条文でございます。の規定により文書その他の物件の提出もしくは提示を命じられてこれに従わず、または同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科す。

第9条、偽りその他の不正行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金（町が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第10条、前2条の過料の額は、情状により町長が定める。

第2項、前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附則。第1項、施行期日。この条例は、平成20年4月1日から施行する。

第2項、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例というのは、この被扶養者というのは、社会保険等において新たに保険料が発生する方についての徴収特例があるということでございます。平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項に規定する納期のうち第1期から第3期の徴収、これは今回激変緩和措置並びに特例措置が講じられております。そこで、ここで文言を言っているのは特例措置の分でございます。第1期から第3期というのは20年の4月から20年の9月までに徴収するものについては徴収を行わず、第4期というのは20年の10月からです。より徴収を開始するものとするということで、平成20年の10月から21年の3月までは9割軽減という措置で、保険料を第4期から徴収するという内容になっております。

次、第3項、平成20年度において被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定に適用する場合においては、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における町長が別に定める時期とする」。これは納められないという方が出てきた場合に、なかなか納期によりがたいという人が発生した場合に、このような別に定めることができ

るということを附則でつけ加えております。

第4項、延滞金の割合等の特例。当分の間、第6条に規定する延滞金の年7.3%の割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合をいう。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

以上の内容でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず1点目ですね。附則2、被扶養者であった被保険者、4月から被保険者になる方、人数何人ですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 現在、制度がスタートするという時点でございますが、異動が結構3月ございますので、今の第2項に該当する方については、基本的には健康保険、政府、あと組合関係、あと共済組合というふうに私の方ではとらえさせていただいております。そういうことから政府勸奨関係で528件、組合健康保険の方で255人、共済組合で142人、合計925人の前後に推移するんじゃないかということで現在の数値をとらえているところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 第2条、(5)、(6)ですね、保険料の減免ですけども、最終的には保険料の減免そのものは広域連合の連合長が決定しますけれども、ただし、その過程では市町村と話し合いを持つというふうに広域連合でもなっております。広域連合の条例では、保険料の減免として震災、風水害などその他の災害によって住宅とか財産に損害を与えた場合など3項目を挙げております。これを踏まえながら、亘理町で町として独自に、広域連合の条例及び要綱並びに規則は別に、それとは別に減免規定をつくる考えはあるのかどうか、まずその点を述べてください。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） これらの協議については広域連合の幹事会でも私も話しましたが、市町村においての事務ではないのでつくる必要性がないんじゃないかということで、今のところ、つくる考え方はございません。以上です。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

- 3 番（鞠子幸則君） もう一点だけ。第4条、普通徴収とのかかわりでお伺いしますけれども、普通徴収の場合に年金天引きでないもので、1年間保険料を滞納しますと資格証明書の発行が行われるというふうになります。この資格証明書の発行についても最終的には広域連合で決めるというふうになりますけれども、まず特別な事情がある場合には資格証明書を発行をしないとなっておりますけれども、その特別な事情について主なものを挙げてください。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 発行しない特別な理由でございますが、やはり75歳以上の被保険者全員に保険料を課するという大変厳しい状況の中で、やはり今回の県の広域連合の方の条例の中にも徴収猶予とかというふうなことで、やはり保険料を納められない方は徴収猶予をすることができるということがございますので、そういう意味からしても、やはり特別な事情というのは、この県の方の広域連合の条例にある減免規定の中で述べているようなこととか、またはその家庭において特別な特殊な事情があった場合にそういうふうな特別な事情ということで資格証明書の発行に対して重要な内容になるんじゃないかなというふうには考えております。以上です。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。（「もう一回」の声あり）3回までです。

ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

- 9 番（鈴木高行君） お願い的な関係なんですけれども、被扶養者であった被保険者が半年間はゼロで、あと半年以降、7カ月以降は1割、その後については10割ですか、12カ月経過後に。5割ね。あと2年後には全部です。その経過経過の措置の間、約1,000人の方々がいると先ほどお話あったようだけれども、その方々にこのような経過が移り変わっていきますよと、その辺の周知説明、説明をどのように考えているか、ちょっと伺います。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） これらについての新たな方々の保険料を徴収するということでの特例措置等、あと激変緩和措置が1年間、特例措置が終わった後にありますので、これらについては今まで町内で21回にわたりまして説明会を開催してきております。特に老人クラブを中心に、対象者ということでとらえさせていただいて説明

しておりますけれども、間もなく来週になりましたら後期高齢の保険証が亶理町に送付される日程で今調整されております。その後、4月からの特別徴収者については、私の方から仮徴収の通知書が行く予定になっております。そういうことで対象がその段階で大体全体が絞られますので、その後において私ら方でも経過措置、特例措置のとられる方々については、なかなか説明会においでにならない方もおりますので、これらの周知についてダイレクトその他を検討して、しっかりと対応したいと思います。以上です。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） わかりました。だけれども、なかなかお年寄りの方々で読んでもらったりもらわなかったり、いろいろ周知がうまくいかないような場合もあると思います。それで、保健福祉課方にいろいろ問い合わせ等があるのではないかと、そのようなこともあると思いますけれども、なるべくお年寄りにわかるような形の周知でやっていただきたいなと思います。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 亶理町後期高齢者医療に関する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 亶理町後期高齢者医療に関する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議 長（岩佐信一君） 日程第13、議案第12号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第12号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

亶理町国民健康保険条例の一部を次のように改正するということでございます。

主な内容については、健康保険法等の一部改正に伴いまして葬祭費の引き下げということでございます。及び特定健康診査等の追加並びに文言の整理を行うために今回条例を改正するものでございます。

内容についての説明については、参考資料がございますので、24ページをお開きいただきたいと思います。

参考資料の方で新旧対照表でご説明をさせていただきたいと思います。

右側が現行で左側が改正案でございます。改正案の方で説明をさせていただきたいと思います。

第1条、亶理町が行う国民健康保険ということで、改正内容は、亶理町の次に、（以下「町」という。）ということで、ここら辺については文言の整理をさせていただいたところでございます。

次に、第5条の出産育児一時金についての第2項について、これにつきましては国家公務員法の共済組合法の法律の文言が条文が変わりましたので、これらの整理を行わせていただいたところでございます。

次に、第6条、葬祭費でございますが、現行10万円を今回5万円に引き下げをする内容でございます。これにつきましてはいろいろと議論をさせていただいたところでございますが、やはり亶理町の75歳以上の後期高齢者が葬祭費5万円ということで、昨年11月19日の広域連合の議会でこの葬祭費の額が決定されております。そういうことから、同じ町民でありながら葬祭費の格差があるというのは、やはり同じ公平化に欠けるということで今回、近隣の市町村等でもここについては同じ金額にするというふうな足並み状況でございます。

次に、第2項につきましては追加項目でございます。

前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を

受けることができる場合には、行わないということですが、これは健康保険法の改正に伴いまして、得喪失で資格取得が3カ月前に加入している場合に葬祭費が重複して支払われないようにということで、第2項が追加になっている内容でございます。

次に、第7条、保健事業でございますが、今回の改正内容は、町は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業にあつて、ということで文言を加え、足させていただいたところでございます。それで、現行までは第1号の診療所から第9号までございましたが、今回は第4号までに整理をさせていただくということで、第1号は健康教育、第2号は健康相談、第3号に健康診査、この中に特定検診、特定保健指導が入ります。あと第4号にその他被保険者の健康の保持増進または保健給付のために必要な事業ということで、第5号から9号までは削除という内容でございます。

その次に、第8条については文言の整理でございます。

あと、第9条も同じでございます。

あと、第10条についても同じ文言に整理をさせていただいているところでございます。

あと、第7章の雑則についての財産の管理方法については、これは準則でもこの部分については削除になっている関係で、町の方としてもこれは削除させていただくという内容でございます。

次の26ページの方でございます。

26ページの第12条につきましても文言の整理等になっております。

13条についても同じ内容でございます。それで、改正案の4行目、現行では「もしくは虚偽」ということについても、これについても文言の整理という形になっております。

あと、第14条、現行は「亙理町は詐欺」という言葉が、第14条の改正案では「町は、偽り」というふうに改正させていただくものでございます。

あと、第15条第2項でございますが、これについても文言の整理でございます。

よろしくご審議の方をお願いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 今回の条例の主な点は、葬祭費を10万円から5万円に引き下げる内容であります。それとの関連でお伺いしますけれども、国民健康保険の財政についてです。老人保健拠出金の廃止と後期高齢者支援金の創設並びに75歳以上の高齢者の国保からの脱退、そして後期高齢者医療制度への加入、療養給付費交付金の廃止と前期高齢者交付金の創設というふうに制度の変化によって互理町の国保財政は20年度どうなりますか。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 国民健康保険税の基礎賦課額につきまして、まだ地方税法の改正がされていないという状況でございます、大変今議員さんがおっしゃるとおり厳しい国民健康保険の財政状況になるかと考えております。以上です。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） ある県の国保担当者は、初年度は国保財政はおおむね、おおむね赤字にならないだろう、黒字になるだろう。財政的には圧迫しないだろうというふうに予定をしている自治体もあります。それを踏まえて、仮にこれの議案との関連で広域連合そのものは、先ほど課長説明したとおり、75歳以上の葬祭費を5万円に決めましたけれども、葬祭費を75歳以上、10万円支給すれば、どのぐらいの財源がかかりますか。2006年、平成18年度ベースで出してください。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 大体今までの国民健康保険の方の特別会計での葬祭費の人数については250人ぐらいを想定しておりますので、単純に2,600万円というふうな数字になるかと思えます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） それは国保で葬祭費を全額支給された方の話であって、75歳以上はそうなりません。それはいいとして、昨年12月、私が一般質問で行ったときに、余りにも10万円から5万円に下げるのは酷な話だと。7万円とか8万円とか考えはあるのかどうか。そのときには検討するという返答弁されましたけれども、どのような検討をされてきたのか、答弁をお願いします。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 検討した中の内容でございますが、やはり今回の20年度の歳出の中でも、今一部条例の改正の中で特定健康診査、特定保健指導の経費というの

は 4,400万円、亘理町では20年度かかる予定で見込みをかけております。その中で国、県、町からの繰り出し等を踏まえすと約 1,000万円弱でございます。そういうことから 3,400万円ほどの経費が基本的には保険税に求めなければならないという状況でございます。そういうことから国保 1 日人間ドックなどの 500万円の経費とか今まで住民検診に助成した 1 人当たり 400円の助成、そういうのも軽減して調整をかけたわけでございますが、やはり現在、75歳以上がなくなった場合に大体半分以下になるかと思えますけれども、なかなかこの段階を踏むだけの財源確保……（「どういう検討をしたかって聞いているんだよ。検討したかしなかったのか、それだけ答弁お願いします」の声あり）十分検討させていただいたところでございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 葬祭費を10万円から5万円に半減することは、死ぬときも負担増となるものであります。余りにも過酷であります。

各市町村で国保の葬祭費を5万円にする理由は、75歳以上の後期高齢者の葬祭費を5万円と広域連合で決めたからであります。私は、広域連合の議会で葬祭費を5万円にすることなどを内容とする条例案に反対いたしました。また、昨年12月の一般質問では葬祭費を一気に5万円に引き下げないように求めました。こうしたことから議案に反対いたします。以上です。

議長（岩佐信一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。11番佐藤アヤ議員。

11 番（佐藤アヤ君） 私は原案に賛成の立場で討論をいたします。

葬祭費の額の改正については、健康保険法の一部改正に伴い改正するものであります。さらに、宮城県後期高齢者医療広域連合並びに近隣市町村との均衡、町民に対する公平性を図る上でやむを得ない条例改正であり、原案に賛成するものであります。

以上で、賛成討論といたします。

議長（岩佐信一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 起立多数であります。よって、議案第12号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例

議長（岩佐信一君） 日程第14、議案第13号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第13号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

亶理町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正内容につきましては、国の医療制度改革に伴いまして、本年の4月から地方税法等の一部改正に伴いまして、年齢が65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主に対する国民健康保険税を年金から特別徴収を行うための改正でございます。そのほかに文言の整理というふうな内容になっております。

それでは、内容につきましてご説明を申し上げたいと思いますので、新旧対照表については、資料ナンバーで27ページをお開きいただきたいと思います。

あと、もう一つ、大変条文が複雑多岐にわたっておりますので、国民健康保険税条例の一部改正の要点というA4の両面の紙がございますので、この要点集でわかりやすく説明をさせていただきたいというふうに考えております。要点集の方でまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

条例、見出しの項目、改正の内容、関係法令等、施行期日ということで、左から右の方に説明をさせていただきます。

第3条については、国民健康保険の被保険者に係る所得割でございます。これについては条文の繰り下げによる引用条項の整理というふうになります。

次に、第9条、徴収の方法でございます。ここに新しく文言が加わります。国民健康保険税の徴収方法を特別徴収と普通徴収の方法によって徴収するため、条文の追加をさせていただいたところでございます。今までは普通徴収しかなかったわけですが、今度は特別徴収。これについては地方税法の第706条によるものでございます。

次に、第10条、納期でございます。納期については普通徴収の納期を改める条文の整理でございます。

その次に、第11条にまいります。新旧対照表の方は28ページになります。

第11条は、納税義務の発生、消滅等に伴う賦課でございます。これらについては、条文の繰り下げによる引用条項の整理となっております。

次に、第12条、特別徴収が新たに加わった条項になります。12条、13条、14条、15条、16条、17条、18条までが新たに加わった内容でございます。

初めに、12条第1項からご説明を申し上げたいと思います。

年度当初において老齢等の年金給付の支払いを受けている年齢が65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主に課する国民健康保険税を特別徴収するための条文の追加となっているのが第1項でございます。

第2項でございますが、当該年度の初日に属する年の4月2日から8月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった場合においても、特別徴収することができる条文の追加でございます。この部分については特別徴収の文言についてこういうふうな形でできるんだということを徴収方法を定めた内容でございます。

第13条、特別徴収義務者の指定等ということでございます。これについては第1項で、老齢等年金給付の支払いは、年金保険者ということで特別徴収義務者とするという条文の追加でございます。

次に、第14条、特別徴収税額の納入の義務等。内容については、年金保険者が徴収した支払い回数割保険税額の納入期日を徴収した日の属する月の翌月の10日までとする条文の追加。これは特別徴収の場合は社会保険庁の方を經由させていただく

関係で、年金というのは偶数の月、4月、6月、8月、10月、12月、2月ということで年6回徴収されるわけでございます。そちらの方で、大体年金は15日が基本的に年金の支給日でございます。年金を支給する前にこの保険料を徴収するようになりますので、徴収した場合は、互理町に翌月の10日まで納入をしていただくというふうな条文でございます。

次に、第15条、被保険者資格喪失等の場合の通知等。特別徴収対象被保険者の資格喪失などの通知を町長から受けた場合における年金保険者の通知事務ということで、特別徴収対象被保険者に係る国保税の徴収実績等に定めた条文の追加でございます。

次に、第16条第1項、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収。これが第1項と第2項あります。そして、第17条に、新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収。どこが違うかということでございますが、まず見出しのところだけ説明します。

既にということで特別徴収になった者は仮徴収は毎年のことを指しております。75歳になって毎年行うのは仮徴収はやることができるんだと。そして、新たにという文言で仮徴収ができるのは、途中からこの65歳以上74歳の中で被保険者である世帯主が年金から特別徴収される対象になった場合ということで、16条、17条を区分しております。

それで、最初の第16条の第1項、毎年の内容でございますが、当該年度の初日に属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日まで支払い回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者については、9月30日までの間に支払われる年金給付から国民健康保険税を仮徴収するための条文の追加ということでございます。これをかいつまんで言いますと、10月1日から翌年の3月31日までは基本的には特別徴収の期間というふうに定めております。それで4月1日から9月30日までについては仮徴収期間ということで、所得が確定しないことから9月末までは仮徴収という形で3回、本徴収3回という形でのその中での条文の内容でございます。

第2項に、仮徴収する額が適当できない特別な事情がある場合において、この適当でない特別な事情がある場合というのは、特に高齢者の方々でも一時的な譲渡所得が発生したとか、そういう場合でございます。所得の状況その他の事情を勘案して町長が定める額を徴収することができる条文の追加でございます。一時的に多額

の額が出るということでございますので、それらについて町長が被保険者等の事情を勘案して少し徴収の内容について金額等について別に定めることができるという内容でございます。

次に、第17条については、新たに特別徴収対象の被保険者となった者に係る仮徴収でございます。新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る国保税を仮徴収できる期間を定める条文の追加でございます。これには3号まででございます。

地方税法の718条の8の第1項の方の規定でございまして、第1号に、まず初めに、当該年度の初日に属する年の4月2日から8月1日までの間の特別徴収対象被保険者で特別徴収されなかった場合及び前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった場合、当該年度の初日から9月30日までの間ということは、4月2日から9月30日まではこの間は仮徴収をしますよということでございます。4月2日から8月1日、あとは8月2日から10月までの期間に新たに変わった方については、年金の方の特別徴収の抽出は10月に抽出するようになっております。抽出が終わってから特別徴収を開始するのに6カ月の期間が必要になっております。そういうことから10月に抽出しますと6カ月後ということで4月から特別徴収の開始になるということでございます。そういうことから、その年度の9月30日までは4月から9月は仮徴収3回、本徴収は10月から翌年の2月までの3回というのが特別徴収の内容でございます。

第2項に、前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収被保険者となった者、これは10月2日から12月1日までのデータは、12月に特別徴収であるかどうかという抽出を行います。その後、6カ月後ですから当該年度の初日に属する年の6月1日から9月30日まで。要するに、特別徴収開始するのは12月抽出のものは6月に特別徴収の開始になるということで、仮徴収ができるのは6月から9月まで2回ということですので。6月と8月だけという内容でございます。

次に、第3号、前年の12月2日から翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者、これは12月2日から翌年の2月1日までの抽出については、2月に抽出ができるようになります。その後6カ月後に特別徴収対象ですから、この方は8月から特別徴収の開始ということで、当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日の間ということで仮徴収ができるというふうになりますけれども、この期間については8月の1回のみ仮徴収というふうな内容を条文で定めたところ

でございます。

次に、新旧対照表の方は30ページの方に入ります。

第18条第1項普通徴収税額への繰入ということでございます。これについては特別徴収対象年金給付の支払いを受けなくなったことなどにより、受けなくなったというのは死亡とかですね、年金担保という方も中にはおるわけでございます。そういうことで受けなくなったことなどにより、特別徴収されない国保税を特別徴収されないこととなった日以後に到来する納期において、普通徴収の方法で徴収するための条文でございます。納められなくなった場合は普通徴収でやるということでございます。

その次に、第2項でございます。納入された特別徴収対象保険税が徴収すべき保険税額を超える場合、多く徴収した場合ですね、被保険者に係る未納があるときは未納額に充当する条文が追加としてなっております。これはほかの税にこの多く徴収した分とか、特別徴収になる前に普通徴収での過年度分の滞納がある場合は充当することができるという条文を加えた内容になっております。

次に第19条、徴収の特例というのがございます。総所得金額などが確定しないため、当該年度の国保税を確定する日までの間に到来する納期について、普通徴収によって徴収する場合に限り、前年度の国保税を当該年度の納期の数で除して得た額に相当する額をそれぞれの納期の国保税として徴収するための改正ということで、ここに暫定賦課ということでわかりやすく書いております。従来も19条については暫定賦課が対応できるような条文の整備でございますが、いろいろな税額によりまして、やはり納めやすい状況にするために、前年度の国保税の納期数で除した額が仮徴収、基本的には6月から翌年の3月までの10回の納期になっておりますので、20年度からは暫定的な賦課については6月徴収分がこのような形で、余り大きな額にならないような調整をしたいということでこの分の条文の改正をしております。

次に、第19条の第2項については、文言の整理でございます。

あと、第20条第1項、徴収の特例に係る税額の修正の申し出については、条文の繰り下げによる引用条項の整理になっております。

あと、第21条から第25条についても条文の繰り下げ、附則についても第2項、第3項、第4項、第7項、第9項、第12項、第14号、第15項、第16項についても条文の繰り下げによる引用条項の整理という内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の方をお願いします。

議 長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） まず第1点目、65歳から74歳までの人口何人ですか。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 今回の質問で国保の被保険者数ということで答えてよろしいでしょうか。（「いや、人口ね、人口」の声あり）

議 長（岩佐信一君） 担当は。答弁者は。保健福祉課長。

鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 別な言い方をします。65歳から74歳の方で新たに年金天引きなる方は何人ですか。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） しっかりいたした数は確定的なことではないわけですが、65歳から74歳までの国保の被保険者で該当する方々について今とらえている数字は179世帯というふうに考えております。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） この方に今度年金天引きになるということの周知徹底はどうされるんですか。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 今回の広報わたり3月号並びに4月号、広報等で周知をするほかに、やはり該当者が少ないでございますから、賦課するまでの間それらについて周知をしたいというふうに考えております。

議 長（岩佐信一君） いいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 互理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 亶理町国民健康保険税
条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例
の一部を改正する条例

議 長（岩佐信一君） 日程第15、議案第14号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条
例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健環境課長（佐藤仁志君） それでは、議案第14号についてご説明します。

41ページでございます。

亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の内容でございますが、老人保健法から高齢者医療の確保に関する法律の開
始をされたことによって条文の整理となっております。

内容の条文を読み上げます。

第4条中「老人保健法（昭和57年法律第80号）第28条第1項」を「高齢者の医療
の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項」に改める。

附則。第1項、施行期日。この条例は、20年4月1日から施行する。

第2項、適用区分。改正後の条例の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」
という。）以後に医療機関等において医療の受ける者について適用し、施行日前に
医療機関等において医療を受けている者については、なお従前の例によるという内
容でございます。

以上で説明を終わります。

議 長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号 亶理町奨学金貸付条例の一部を改正する条例

議 長（岩佐信一君） 日程第16、議案第15号 亶理町奨学金貸付条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。学務課長。

学務課長（齋藤良一君） それでは、議案第15号 亶理町奨学金貸付条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

亶理町奨学金貸付条例の一部を改正する条例。

亶理町奨学金貸付条例（昭和53年亶理町条例第11号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、新たに法律が制定されておりますので、引用しております法律名などを改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表の方でご説明を申し上げます。

資料の38ページでございます。

左側の改正案の方でご説明を申し上げます。

第2条第2号でございますが、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に規定する日本学生支援機構の学資金、このように改めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 亶理町奨学金貸付条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 亶理町奨学金貸付条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第16号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例

議 長（岩佐信一君） 日程第17、議案第16号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（阿部信一君） それでは、議案第16号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正等につきましては、公営住宅における暴力団員による不法行為、家賃の滞納、あるいは不法占有、傷害事件等々その他の問題が全国的に多数発生していることから、公営住宅入居者等の生活の安全、平穩の確保、あるいは公営住宅制度への信頼確保のために、公営住宅における暴力団排除の基本方針等が示されたわけでございます。そのことから条例改正を行い、町営住宅から暴力団員の排除について取り組むということで今回、条例改正を行うものでございます。

それでは、資料の39ページをお開き願います。

まず、この入居者の資格ですね、第6条関係、これにつきましては、1項1号のこの右の方が現行なんです、条件を具備する者ということで、その下に左側の改

正案ということで、当該条件を具備する者が暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合及び当該条件を具備する者と現に同居し、または同居しようとする親族（婚姻の届けをしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。以下同じ。）が暴力団員である場合を除くという項目を新たに加えるものでございます。これについては本人、または同居親族が暴力団員である場合は入居は認めないというようなことでの条文の追加でございます。

次に、同じく2項関係、これについては項ずれのための修正で、第6条第3項を第6条第5項に変えるということでございます。

次に、第11条関係なんです、同居の承認。これも現行の右側に太字で婚姻の届け出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含むという項目を削除しまして、次の1項を加えるということで、2項として、次の40ページなんです、町長は、前項の承認を得て同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしなければならないというこれを加えるものでございます。これは同居させようとする者が暴力団員である場合は承認をしないという項目でございます。

次に、第12条関係、入居の継承でございますが、これにつきましては2項として、町長は、前項の同居した者が暴力団員であるときは、同項の承認をしなければならないということでの項目を加えるということで、これについては入居継承を受けようとする者が暴力団員である場合は承認をしないというようなことでの項目を加えるものでございます。

それから、第27条関係ですね、収入超過の認定等。これについては1項から3項まで項ずれということで、3項を5項に改正するものでございます。

それから、41ページに行きまして、住宅のあっせん等、31条関係。これにつきましても2項として加えるものでございまして、町長は、前項の収入超過者が暴力団員であるときは、同項のあっせん等を行わないものとするというものを加えるものでございます。

続きまして、39条関係の町営住宅の明け渡し請求等。これにつきましては1号から6号まであるわけなんです、今回この6号を7号にしまして、5号と、5号の次に6号ということで、失礼しました。5号の中で11条、12条を、11条第1項、12

条第1項に変更する。それから第26条第1項までということで、この第1項という項目が新たに加えられる。

それから、6号として新たに、入居者または同居者が暴力団員であることが判明したときということで、これらを加えるということでございます。

それから、次のページに移りまして、39条中の4項関係で、これも項ずれということで5号を6号、それから5項が第1項第6号を第1項第7号にということでございます。

それから、第46条の次に次の2項を加えるということで、許可に関する意見聴取ということで、第46条の2、町長は、必要があると認めるときは、町営住宅への入居の許可をしようとする者、または現に町営住宅に入居している者（同居する者を含む。）が暴力団員であるかどうかについて、宮城県亘理警察署長の意見を聞くことができる。

それから、46条の3、町長への意見。宮城県亘理警察署長は、町営住宅に現に入居している者（同居する者を含む。）が暴力団員であるかどうかについて、町長に対し、意見を述べることができるというふうなことを新たに追加するものでございます。

なお、この関係につきましては、今回の議会で可決していただければ、亘理警察署長と町長において「暴力団員の町営住宅への入居等の制限に関する協定書」を一応締結する予定でございます。日時等については4月早々ということで、この亘理警察署のお話ですと、できれば亘理町と山元町は一緒にできればやりたいということでおりますので、日程調整の上、協定を取り交わす予定でございます。

それから、議案の方に戻っていただきたいんですが、施行期日という、44ページですね、施行期日。この条例は、公布の日から施行する。

あと、経過措置ですね。2項として、改正後の亘理町町営住宅条例（以下「新条例」という。）第6条第1項第1号及び第39条第1項第6号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入居申し込みした者に適用する。ですから、これについてはこれから4月以降に入居する際に適用するということです。

それから、3項としまして、施行日前に改正前の亘理町町営住宅条例の規定により町営住宅に入居した者、または施行日前に入居の申し込みをした者にあつて施行日以後に町営住宅に入居する者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律

第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが判明したときは、町長は、当該入居者等に対し明け渡しの勧告をするものとし、当該勧告に従わないときは、当該入居者に対して明け渡しを請求することができるということで、これらにつきましても、先ほどお話ししました協定書、警察署等の立ち会いのもとでそういう手続をするというふうなことにしていきたいというふうに思っております。

4項、入居者等（暴力団員であることが判明した者を除く。）が暴力団員と同居していることが判明したときは、町長は、当該入居者に対して当該暴力団員を撤去させることを勧告するものとし、当該勧告に従わないときは、当該入居者等に対して明け渡しを請求することができる。

5項として、前2項の規定による明け渡しの請求については、新条例第39条第2項、第4項及び第5項の規定を準用するというようなことで考えてございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番平間竹夫議員。

10番（平間竹夫君） この条例については、関連でちょっと伺いますけれども、この入居する時点で何年契約とか、長々報酬、給料上がってもいつまでも……

議長（岩佐信一君） 10番、それは関連というよりも、提出議案からちょっと離れるような感じでございます。（「関連として今話したつもりなんですけれども、暴力団と直接……」の声あり）提出議案に対する関連ですので。（「わかりました」の声あり）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 互理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第17号 町道の路線認定について

議長（岩佐信一君） 日程第18、議案第17号 町道の路線認定についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（阿部信一君） それでは、議案第17号 町道の路線認定についてご説明申し上げます。

今回の町道認定につきましては、新たに道路を整備したことによるもの、あるいは現に道路が存在しまして周辺に住宅等も張りついているわけなんです、建築基準法上の道路、認定してないものですから、認められてない路線につきまして、今後、例えば住宅等の確認申請を許可得る上で、このままですと認定をしないことによつていろんな手続が発生してきます。許可申請のためですね。確認申請をとる上でその道路の位置づけということで申請を伴わなければ確認等がとれないというような路線もございますので、それら等を今回認定しまして、少しでもそういう手間の解消に努めたいということで認定をする箇所でございます。

それでは、町道の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものとする。

路線番号としまして425、路線名、狐塚下茨田線、起点としまして字狐塚180地先、終点としまして字下茨田103-1地先。

同じく、路線番号が694号、中野北線、起点が荒浜字中野38地先、終点が荒浜字中野154-3地先ということで、次のページに箇所図ということでお示しをしております。47ページ分が427号ということで、ちょうど起点が町道で言いますと江下線ということで、県道塩釜亶理線から柴街道線ですね、あの鑑川の方に南北に走っている路線がございます。その路線を起点としまして西の方に、ちょうど町道狐塚線を横断しまして亶理小水路ですか、のところに行く区間ということでござい

す。この箇所については延長 394メートルということで、幅員的には狭いところで3メートルから広いところで4メートルぐらいという箇所でございます。

次に、48ページの中野北線、694号につきましては、場所につきましては町道東木倉線ですね、荒浜支所のところから西に支所の南側の道路を西に伸びていきまして、町道箱根田東線ですね、までの区間。これについては延長的には274メートルを予定してございます。これらにつきましても今回、先ほどお話した理由等により新たに町道認定したいということでご提案を申し上げてきているところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号 町道の路線認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 町道の路線認定についての件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は3時35分といたします。

午後3時25分 休憩

午後3時35分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議規則第8条第2項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合により会議時間をあらかじめ延長いたします。

日程第19 議案第18号 平成19年度亙理町一般会計補正予算（第7号）

議長（岩佐信一君） 日程第19、議案第18号 平成19年度亘理町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） それでは、議案第18号、予算書でご説明申し上げます。

平成19年度亘理町一般会計補正予算（第7号）。

予算書の1ページでございます。

平成19年度亘理町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ603万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億8,463万1,000円とするものでございます。

第2条が繰越明許費です。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものでございます。

第3条、債務負担行為の補正。債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるものでございます。

第4条、地方債の補正。地方債の変更は、第4表地方債補正によるものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

17、18ページをお開きください。

今回の歳出の全体的な補正の関係でございますけれども、主に事務事業確定に伴う減額が主なものでございます。増額になっている分について主なものをご説明申し上げていきたいというふうに思います。

第2款総務費、補正額2万6,000円ですが、これにつきましては職員人件費の退職手当組合負担金の増額、それから、その他経費については減額というふうなことでございます。

それから、12目基金管理費につきましては、基金の利子が発生しておりますので65万5,000円、財政調整基金の方で増額の補正をしております。

続きまして、19ページ、20ページ。

3款民生費でございます。1項1目社会福祉総務費1,207万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

3目の老人福祉費 1,444万円の増額補正でございます。これにつきましては次のページ、21ページ、22ページですが、細目、老人保健特別会計関係の繰出金が 511万 6,000円、それからその下、介護保険の特別会計への繰出金 906万 1,000円、一番下でございますけれども、15でございますが、後期高齢者医療費関係で 591万 4,000円の電算委託料を補正しております。

続きまして、2項児童福祉費、次のページ、23ページ、24ページ、4目児童措置費関係 1,039万 9,000円の増額補正です。これにつきましては逢隈保育園入所児童措置費の委託料でございます。

それから、4款衛生費につきましては減額補正、それから次の23ページの下ですが、6款農林水産業費についても減額補正でございます。

25、26ページの商工費についても減額の補正でございます。

続きまして、27、28ページにつきましても8款土木費は減額の補正でございます。

9款消防費についても減額の補正でございます。

10款教育費についても、ほとんどが減額の補正ということでございます。

最後、29ページの12款公債費関係でございますけれども、1,449万 1,000円の追加補正でございます。これにつきましては元金で補償金なしの繰り上げ償還等を行うため 1,797万 6,000円の元金の補正を組んでおります。

以上が歳出関係でございます。

歳入に戻ります。

歳入につきましては9ページ、10ページでございます。

3款利子割交付金については 538万 9,000円の増額補正です。

4款配当割交付金についても、同じく 368万 2,000円ということで増額補正。

5款の株式等譲渡所得割交付金、これは 267万 2,000円の減額補正。

これらの三つの補正につきましては一応県からの見込み指示があった数字でございます。

続きまして、6款地方消費税交付金につきましては 206万 9,000円の増額補正ということで確定しております。

それから、8款地方特例交付金 1,255万円の減額補正でございますけれども、これにつきましても確定しております。

次のページ、11、12ページですが、9款地方交付税の1億 2,536万 4,000円につ

きましては、普通地方交付税の確定に伴う補正でございます。なお、特別交付税についてはまだ数字が示されておりません。

13款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金 524万 6,000円については、児童福祉費の負担金で、先ほど言いました逢隈保育所関係の保育所措置費 326万 4,000円、それから児童手当関係で 333万 6,000円の補正でございます。

14款県支出金1項1目民生費県負担金につきましても、同じように保育所関係と児童手当の追加補正、それから社会福祉費負担金で保険基盤安定制度負担金ということで 523万円の増額補正となっております。

13ページ、14ページに行きまして、県補助金については減額補正。

それから、財産収入につきましては92万 6,000円ということで各種基金の利子が当初予算より発生しておりますので、その分を92万 6,000円増額補正しております。

16款寄附金につきましては、大河原町のスマイリング・グループ様から28万円、荒浜の木村 勇様から10万円、この二つについては学校整備ということでございます。それから東北電力株式会社岩沼営業所様から防犯灯設置ということで10万円の寄附をいただいております。それから、亘理町長瀨字、ここ失礼しました。南ですが、町を入れていただきます。町南1-2でございます。失礼しました。有限会社きぬやさんから1万円ということで、がん対策へというふうなご寄附の内容でございました。

それから、17款繰入金につきましては、まず1項3目長寿社会対策基金については 599万 1,000円の増額、後期高齢者関係事務経費として繰り入れさせていただきたいというふうに思います。

それから、9目ふるさと創生基金繰入金については、先ほど廃止の条例を提案申し上げましたけれども、それらをすべて一般会計の方に繰り入れる内容で96万 4,000円でございます。

それで、一番上の財政調整基金繰入金 7,620万 1,000円の減額補正につきましては、歳入歳出の相殺でこのくらいを基金の方に繰り戻す予定でございます。この基金の減額の補正後の残高は7億 2,803万 2,000円となる予定でございます。

それから、19款諸収入関係、それから20款の町債関係、これらにつきましては両款とも事業費確定に伴う減額補正でございます。

前に戻りまして、4ページお聞きください。

第2表の繰越明許費関係でございますけれども、事業名が公共ゾーン整備事業費ということで、公共ゾーン内の造成関係の設計委託関係でございますけれども、これについては昨年の11月に都市計画法が改正になりまして、公共施設であっても開発協議が必要というふうなことになりましたので、それらの業務もあわせて委託するというふうな内容で、3月31日まで終了いたしませんので200万円を限度として繰り越しをしたいということで繰り越しの明許費をあげております。

それから、第3表債務負担行為補正につきましては、小学校教育用コンピューターシステムリース料ということで、平成20年度からリースされるわけですが、その準備行為が必要でございますので、平成19年度内にその準備行為が始まりますので、それらを債務負担で補正をとるというふうなことで1,238万5,000円というふうな内容になっております。

地方債補正につきましては、農業基盤整備事業債が4,770万円の限度額を減額いたしまして2,700万円、それから河川整備事業債1億980万円を8,760万円に減額というふうな限度額の減額というふうな内容で、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

以上で一般会計の補正関係の説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 30ページ、10款5項2目11節② 161万7,000円の増、同じく24ページ、3款2項3目11節② 150万5,000円の増、この増の理由を述べてください。

もう一点目、20ページ、2款1項14目15節工事請負費ですが、10万円の増ですが、これどこの防犯灯なのか、説明お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（齋藤良一君） 最初に、学校給食費の方で補正額が161万7,000円でございますが、これは原油が高騰いたしまして、給食センターの方で使います燃料関係、これが高騰したために今回増額補正をお願いしたものでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 24ページの民生費関係でございますが、保育所等の燃料光熱水費等でございますが、学務課と同じく原油等の高騰によりましての当初見込みよりも単価が大幅に上がったということでの増でございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） 20ページの工事請負費、防犯灯設置工事の10万円ですが、これにつきましては東北電力さん岩沼営業所から10万円の寄附をいただきまして防犯灯の設置工事に使ってくれということで、わたり温泉島の海周辺に2基設置する予定でございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 26ページ、6款1項6目19節負担金ですけれども、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業 264万 4,000円の減ですけれども、これなぜ減になったのか。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） 負担金で農地・水・農村環境保全向上活動支援事業につきましては、これについては19年度からスタートした事業でございますけれども、この事業について、この事業がスタートする以前から県の財政の問題がありまして、いろいろと議論を持った事業でございますけれども、その中で本町がいわゆる互理方式と言われているように全町を対象とした6保全体の実施を推進した結果、いわゆる県内の県の財政の事情等によって、いわゆるその事業費を調整しなくちゃいけないというような結果に陥りまして、当時は本町は当初予算では6,000万円の事業費を要求しておったわけでありまして、県内の調整によりまして4,942万800円の事業費に確定されたということから、今回264万4,000円を減額補正するものでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） もう一点だけお願いいたします。

22ページ、3款1項3目13節の委託ですけれども、後期高齢者医療事務経費で電算処理を委託するんですけれども、これどういう事業を委託するのか。その中身と、もう一つは財源の内訳はどうなっているのか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） これの内容については、20年の4月から始まります後期高齢者の医療制度の方で、介護保険と医療と介護の合算制度が導入されるようになっております。それらのシステムについては来年の8月から翌年の7月までの年間の自己負担限度額で限度額を超えた場合に還付するというところでございますから、当然当初の予算で計上すべきだったわけでございますが、国の方での補正予算が可決し

ておりました、これを年度内中に早急に改修をしていただきたいということで、早急にシステム関係の委託契約をさせていただいて、3月中にこの業務を完了したいということでの経費の計上でございます。歳入については現在のところ、どのくらいの額が来るかということにつきましては、まだ歳入については詳しく県の方から指示がございませんので、今回は歳入財源の措置はございません。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。13番山本久人議員。

13番（山本久人君） 4ページの第3表債務負担行為補正、小学校教育用コンピューターシステムリース料 1,238万 5,000円、これはコンピューター何台分なのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（齋藤良一君） コンピューターの台数ですけれども、児童が使うものは1校40台で、全部で220台です。以上です。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 全部で220台というと、ざっと単純計算で1台当たり6万円ほどかかっている、それを5年リースということでしょうか。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（齋藤良一君） 予算は今回補正ということで債務負担行為の補正でお願いしているものでございますけれども、ここにのせました限度額は1年間のものでございます。計画しておりますのは、リースは5年契約で契約をするように今計画をしております。議決をいただきましたらば早速契約準備に入ることになっております。以上です。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） つまり1年当たりのリース料金が1台当たり6万円近くかかっているという認識でよろしいですか。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（齋藤良一君） 今回のリースの機器でございますけれども、基本はコンピューターでございますけれども、そのほかにいろいろと周辺機器がございます。それらもすべて含んで5年契約で契約をしたいというものでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） ページは申しません。燃料費、今原油価格の高騰ということで保育所の分とか学校給食センターの分の燃料は補正がきているんですね。だけど学校施

設の分については補正が上がってきてないと。これは学校の方から要求があったの
かなかったのか。それとも子供たちの施設なので保育所の方には補正を出していま
すけれども、学校施設から要求なかったという解釈でよろしいんですか。多分同じ
ような経費で上がっていると思うんですけれども、これは。

議 長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（齋藤良一君） 小中学校の暖房用の燃料費でございますけれども、今年度中ごろ
からそろそろ想定がされておりましたので、節約をしながら既定の予算の中で対応
したいということと、学校の方からはいろいろとお話ございましたけれども、調
整をしながら今進めているところでございます。以上です。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 要するに学校の施設については節約をさせていると。節約に努力さ
せているということで解釈していいんですね。それはいいですね。それで保育所と
かほかのものについてはそれは重油の高騰で認めている。学務課段階、教育委員会
の段階でそれは切っているというような考えでいいんですか、解釈するのかな、そ
の辺。その辺を伺います。

議 長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（齋藤良一君） お言葉もでございますけれども、学校からの要求を切っているとい
うものではございません。以上です。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今回の補正が児童施設については当然のように原油高騰で上がった
んだから、その分の不満、不自由させないように出てきてるといふならわかります。
けれども、同じような条件のもとで原油高騰の単価は同じ購入単価だと思いますけ
れども、その分の上がった分はどのように処理しているか、それわからないんです
けれども、教育委員会さんの方で、もし学校から要求があつて、いや予算がないか
らそれはだめですと断っているものなのか。やっぱりそういう方で、片方で保育所
の方でいいと。財政の方にその辺が通っているのか通っていないのか。初めの各学校
に配分する単価というのは当初の、今のような原油価格の単価で配分してないと思
います。そうしたら、おのずとその使う使用数量というのは大体決まってくるので、
そのはね返りは必ずあると思うんですね。そうしたら使用数量が少なくなって、油
を使用する日数が足りないとか時間で短縮するとか、そのような措置で学校側は我

慢しているかと。その辺の現状をつかんでいるかということを一いつ聞きたい。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（齋藤良一君） いろいろとご心配をいただいておりますけれども、原油高騰につきましては、しばらく前から兆候が見られておりましたので、暖房を節約して、本来は何時間暖房をつけていたのを時間を短くしたりとか、そういうことで子供たちに不便な思いといいますか、寒い思いをさせてのものではございません。

それから、学校からの要求を教育委員会の方で切って財政まで通していないということでもございません。配当を受けている予算の総枠の中でそれぞれ努力をしながら今対応しているというところでございます。ご理解をいただきたいと思ます。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。10番平間竹夫議員。

10番（平間竹夫君） 26ページですけれども、今、松くい虫に対する84万 6,000円の減額というようなことでありますけれども、減額した内容と、今、松くい虫の状況、大分少なくなっているような状況に見えますけれども、現段階での状況を踏まえてお願いします。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） 松くい虫等の伐倒駆除業務等の委託料の84万 6,000円を減額しているわけでありましてけれども、これらについては一つは、松くい虫等の防除事業、地上散布事業がございます。あるいは松くい虫防除の伐倒駆除業務、いわゆる切り倒すものでございますね。これらのいわゆる業務に委託した結果、入札とかですね、そういう結果が一つと、あともう一つは、予定しておったいわゆる当初の予算は対応できる分の立米数を予想しながら計上しているわけでありましてけれども、それを年2回調査しながら実施をした結果、いわゆる被害木が年々減ってきておる状況でございます。ですから、今の現状は、どちらかと言いますと互理町についてはいろんな下刈りをお願いしているということからいきますと、だんだん被害木が少なくなっている現状には間違いのないのかなというふうに考えております。そういうことでの被害木の減少と、一つは入札等の執行によつての減額だということでご理解いただきたいと思ます。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号 平成19年度亶理町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 平成19年度亶理町一般会計補正予算（第7号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第19号 平成19年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議 長（岩佐信一君） 日程第20、議案第19号 平成19年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第19号 平成19年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

平成19年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,036万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,128万7,000円とする。

今回の主な内容でございますが、医療給付費の増加による増額等です。事業費確定に伴う精査を行うための補正でございます。

それでは、歳出の方からご説明を申し上げますので、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の部ということでございます。

大きい金額のみ簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

1 款 1 項 1 目一般管理費 432万 9,000円の減額については、人事異動に伴う減額内容になっております。

あと、同じく 2 項徴税費の中の 1 目賦課徴収費ということで 384万 3,000円の追加補正でございますが、説明欄のところでは13節の委託料の増額になっておりますが、これも一般会計と同じく後期高齢医療制度に伴いまして、国民健康保険税の激変緩和措置に対応する対応システムの改修でございます。

次に、2 款の保険給付費 1 項 1 目一般被保険者療養給付費 7,000万円の追加補正でございます。同じく 2 目の退職被保険者等の療養給付費 5,600万円の追加でございます。これらについて療養費 1 億 2,600万円、約 1 カ月分近くが医療給付する上で医療費の不足が見込まれるということから追加増額補正するものでございます。

あと、2 項 1 目の一般被保険者の高額療養費 1,500万円の減額、次のページの14ページ、15ページの 2 目の退職被保険者等の高額療養費 500万円の増額については、事業費等の精査による増額減額の内容となっております。

その次に、3 款老人保健拠出金の 1 項 1 目老人保健医療費拠出金、補正額が 724万 6,000円の追加でございますが、これについては事業費の精査による増額になっております。

あと、下に参りまして、5 款でございますが、共同事業拠出金、こちらについては5 款 1 項 1 目高額医療費共同事業費医療費拠出金 733万 5,000円の減額、次のページに入りまして16ページ、17ページ、2 目の保険財政共同安定化事業拠出金 733万 8,000円の減額補正でございますが、それぞれ県内の医療保険者の間のお互いにこの拠出をしあって高額療養費並びに保険財政安定化事業を展開している中で事業費が確定に伴っての事業精査による減額でございます。

最後になりますけれども、9 款の諸支出金の 9 款 1 項 3 目償還金 3,322万 4,000円の増額補正でございますが、説明欄で23節償還金利子及び割引料ということでございまして、これは18年度分の療養給付費負担金の確定に伴います償還金の返還するための追加補正でございます。

それでは、歳入の方を説明しますので、8 ページ、9 ページをお願いしたいと思います。

8 ページ、9 ページは歳入でございまして、3 款の国庫支出金、3 款 1 項 2 目療

養給付費の負担金ということで、1,822万5,000円の減額については、これは本年度も退職被保険者等の勧奨を職権で一般から退職者の方に切りかえておりますので、一般の被保険者が減ったということでの減額になっております。

そういうことから、4款の1項1目の療養給付費交付金、これは退職被保険者の方々の交付金でございまして、これについては1億5,896万7,000円のそれぞれ現年度分、過年度分の精算と現年度分の追加でこの金額の増額になっております。

あと、5款の県支出金、5款1項3目の財政調整基金、県の方の財政調整基金については、1,195万4,000円の減額の補正でございまして、これは事業費の確定に伴うものでございます。

あと、6款の共同事業交付金についての6款1項1目共同事業交付金、補正額が1,436万3,000円の減額、あと、次のページの10ページ、11ページ、2目の保険財政共同化安定事業の交付金について、1,637万4,000円の減額それぞれでございまして。歳出の方での拠出が減額ということで事業費の精査でございまして、歳入として交付される額についても同じような金額が減額となったところでございます。

最後に、8款繰入金、8款1項1目一般会計繰入金1,207万2,000円でございますが、説明の欄で1節の保険基盤安定繰入金ということで安定事業の額が確定したことによって658万8,000円の追加補正でございまして。あと、その他一般会計繰入金ということで財政安定化支援事業の確定に伴う追加額ということで548万4,000円のトータルが一般会計の繰入金の増額になっております。

8款2項1目の財政調整基金繰入金3,034万9,000円については、歳入歳出の財源の不足金額につきまして財政調整基金で対応するものでございます。

ちなみに、国保の財政調整基金の現在残高は、今回の補正額をマイナスさせていただきまして残高は8,760万9,000円となる予定でございまして。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 12ページ、保険給付費の療養諸費ですね、1億2,600万円の増でありますけれども、事業確定によってふえているというのはわかります。医療費が伸びたから補正するというのもわかりますけれども、具体的にどういう疾病がふえて補正したのか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 具体的な医療費の伸びの特別な要因というのは、現在のところ残すところあと2カ月分の請求という形になっております。それらの今まで10カ月分の平均をとらせていただきますと、やはり最後の4月15日の支払いの現年度分の医療費が約1カ月に弱ぐらいの金額相当額が不足するという見込みから今回補正させたということで、基本的にこれが大きく出たから上がったというふうな状況ではなく、全体的に医療費は上がっている状況でございます。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号 平成19年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 平成19年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第20号 平成19年度亙理町国民保養センター「鳥の海荘」特別会計補正予算（第3号）

議長（岩佐信一君） 日程第21、議案第20号 平成19年度亙理町国民保養センター「鳥の海荘」特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） 議案第20号 平成19年度亙理町国民保養センター「鳥の海荘」特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げたいと思います。

平成19年度亙理町国民保養センター「鳥の海荘」特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,314万 9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億 3,504万 5,000円とするものであります。

第2条、地方債の補正。地方債の変更は、第2表地方債補正によります。

この鳥の海荘の特別会計補正予算につきましては、4月から12月までの予算で編成をしておいたものでありますけれども、新たな施設の完成に伴って、その新たな施設の開業の事務なり、あるいは職員等の研修等も考慮しながら保養センターの鳥の海荘については11月30日をもって営業を終了したものでございます。そういう関係から1カ月分に相当になるわけでありまして、その減額補正と、また工事に伴う費用等の事業費の確定がすべて終わったというようなことから今回この減額補正をするものでございます。

まず最初に、歳出よりご説明申し上げますので、13ページ、14ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目の国民保養センター管理運営費につきましては、2,275万円を減額するものであります。これにつきましては1細目の職員人件費からセンターの管理運営費まで、これについては結果でもってこの減額の補正をするものでありまして、総額で2,275万円がこの減額補正の対象になるということでございます。

次のページ、15、16ページでありますけれども、これにつきましては2款1項1目の温泉保養施設建設事業費、これにつきましては1,041万 1,000円を減額するものでございます。これについても旧職員の給料等あるいは工事等の関係がすべて完了したというようなことから1,041万 1,000円を減額補正するものでございます。

あと、3款1項1目の国民保養センター運営基金の積み立てでありますけれども、これについては現在、積立金を行っておりますけれども、この基金の利子の改定に伴って1万 2,000円を補正するものでございます。

続きまして、歳入でありますけれども、9ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目の利用収入でありますけれども、これと2目の売店収入でありますけれども、2,661万 2,000円の利用収入の減、これは宿泊、休憩、食事、あるいは酒類等の販売に伴う費用でございます。あと売店収入は159万 8,000円の減額補正でございます。

あと、2款2項1目の一般会計繰入金でありますけれども、これにつきましても

257万 9,000円の減額補正を行うものでございます。

財産収入として、基金を先ほども支出の方でも申しあげましたけれども、基金運用収入の1万 2,000円収入増でございます。

あと、雑入でありますけれども、5款2項1目の雑目については、これも精査した結果、7万 2,000円の減額補正をするということでございます。

あと、町債については230万円の減です。これは工事費等の確定に伴って230万円の減額補正をするものでございます。

続きまして、4ページをお開き願いたいと思います。

4ページの地方債の補正の変更でございますけれども、これにつきましては起債の目的につきましては、国民保養センター建設事業債、補正前についての数字としての限度額が9億 4,480万円。起債の方法については、証書借入または証券発行による。利率につきましては年3%以内でございます。補正後でありますけれども、限度額が9億 4,250万円、これにつきましては230万円を減額をするものでございます。これについては建設事業等の額が確定をしたことによつての減額でございます。起債の方法、利率、償還の方法等については、補正前と同じでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 15ページ、3款1項1目利子を積み立てると、その時点での基金残高は幾らになりますか。

議 長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） 国民保養センターの運営基金の現在の残高でありますけれども、これについては2,676万 9,000円でございます。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号 平成19年度互理町国民保養センター「鳥の海荘」特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号 平成19年度亶理町国民
保養センター「鳥の海荘」特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決
されました。

日程第22 議案第21号 平成19年度亶理町奨学資金貸付特別会計補
正予算（第1号）

議 長（岩佐信一君） 日程第22、議案第21号 平成19年度亶理町奨学資金貸付特別会計補
正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。学務課長。

学務課長（齋藤良一君） それでは、議案第21号 平成19年度亶理町奨学資金貸付特別会計
補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案第21号 亶理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）

亶理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万4,000円を減額し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,504万4,000円とする。

今回の補正は事業費確定に伴います精査を行い、補正を行うものでございます。

まず、歳入の方からご説明を申し上げます。

補正予算書の8ページ、9ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入の方でございますけれども、1款1項1目利子及び配当金、補正額11万
9,000円、これにつきましては奨学教育基金の預金利子が当初見込みよりも多く収
入になりましたので増額補正するものでございます。

次に、3款1項1目基金繰入金、補正額マイナス432万9,000円、これにつつま
しては奨学金の貸付金収入が当初見込みよりも多く収入になり、基金からの繰り入
れが必要なくなったことから減額補正するものでございます。

次に、4款1項1目繰越金、補正額8万円、これは前年度繰越金の補正でござい

ます。

次に、5款2項1目奨学金貸付金収入、補正額 403万 6,000円、これは貸付金の収入、いわゆる償還金でございますけれども、当初見込みよりも順調に償還が進み収入になりましたことから増額補正するものでございます。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

まず、1款2項1目奨学貸付金、補正額マイナス 1,079万 1,000円、これにつきましては奨学貸付金でございますけれども、本年度上期と下期にそれぞれに貸付の申し込みを受け付けいたしましたところ、申込者が当初見込みよりも少なかったために減額補正するものでございます。

次に、3項1目基金積立金でございます。補正額 1,069万 7,000円、これにつきましては奨学の貸付金と、歳入の方でご説明をいたしました奨学金の貸付金収入、償還金でございますが、との差額によりまして奨学教育基金の方に積み立てるための増額補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。以上です。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番山本久人議員。

13番（山本久人君） 11ページの奨学教育基金の残高をお願いします。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（齋藤良一君） 基金の残高1億 7,000万円でございます。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号 平成19年度亘理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号 平成19年度亘理町奨学

資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第22号 平成19年度亙理町公共下水道事業特別会計
補正予算（第3号）

議長（岩佐信一君） 日程第23、議案第22号 平成19年度亙理町公共下水道事業特別会計
補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（古積敏男君） それでは、議案第22号 平成19年度亙理町公共下水道事業特別
会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成19年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところ
による。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,525万5,000円を追加し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,253万5,000円とする。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

第3条、地方債の補正。

地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。

初めに、歳出の方からご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開き願
います。

2款2項1目流域下水道事業費ですが、これにつきましては阿武隈川下流流域下
水道の事業費の確定に伴う建設負担金の追加補正で、財源につきましては当初予算
との端数の調整で地方債を50万円といたし、一般財源を7,000円減額補正するもの
でございます。

3款1項1目元金3億4,651万9,000円を追加補正するものでございます。これ
につきましては国の旧資金運用部資金から借りている利率7%以上の地方債につ
きまして公的資金補償金免除繰上償還制度により繰上償還が認められたこと、それ
から公営企業金融公庫からは利率5.5%以上の地方債につきまして高資本費対策事業

による借りがえが認められたので、元金を一括償還するため追加補正するものであります。この内訳ですが、繰上償還分に係るものにつきましては、昭和54年度から59年度に 7.1%から 7.5%で借り入れした13件で、額につきましては 5,794万6,000円でございます。そして、公営企業金融公庫から借りがえ分につきましては、昭和60年度から平成3年度に5.55%から 6.7%で借り入れした8件分で、額につきましては2億 8,857万 3,000円で、合わせて3億 4,651万 9,000円を繰上償還するものでございます。

償還に伴う財源なんですけど、歳入の方でもご説明しますが、低金利で借りがえる分として3億 1,790万円、それから流域下水道の維持管理の負担金の返還金が確定したことによりまして、これらを充当しまして借りがえ額を減らす方策をとっております。

続きまして、2目の利子ですが、175万 7,000円を減額補正するものでございます。これにつきましては平成18年度に借り入れしました地方債の利率が確定したことによりまして減額補正するものでございます。

9ページ、10ページをお開き願います。

歳入でございます。

4款1項1目一般会計繰入金 149万 7,000円を減額補正するものです。これにつきましては歳入歳出の相殺により減額補正するものでございます。

6款2項1目雑入ですが、2,835万 2,000円を追加補正するものでございます。これにつきましては阿武隈川下流流域下水道の維持管理負担金の返還金で、平成18年度の処理場とかポンプ場の維持費が確定したことによるもので、繰上償還の元金に充当したいと思っております。

続きまして、7款1項1目下水道事業債2億 2,110万円を追加補正するものでございます。これにつきましては繰上償還と公庫からの借り入れに伴う追加補正でございます。内訳としまして、公共下水道事業債につきましては、繰上償還に伴う分が5件で1,120万円、公庫からの借りがえ分については4件分で1億 7,780万円で、合わせて1億 8,900万円でございます。流域下水道事業債につきましては、今年度分の事業費確定による50万円の追加補正と繰上償還に伴う分が1,860万円、公庫からの借りがえ分については1,300万円で、合わせて3,210万円を追加補正するものでございます。

2目の資本費平準化債 9,730万円を追加補正するものでございます。これにつきましても繰上償還と公庫からの借りかえに伴う追加補正でございまして、公共下水道の繰上償還分につきましては2件で4,560万円、流域下水道事業債につきましては2件で5,170万円を追加補正するものでございます。

なお、今回の繰上償還と借換債におきまして、次の軽減額を試算しております。

2.3%でして3億1,790万円を借りかえた場合、今後12年間で8,070万円ほどの利子の負担が軽減されることとなります。ただ実際の借入の金利につきましてはまだ確定してませんので、2.3%で試算させていただきました。

次に、4ページをお開き願います。

第2表債務負担行為の補正でございまして、変更でございまして。

平成19年度水洗便所改造資金融資あっせん利子補給金、補正前の限度額31万円を8万5,000円に減額補正するものでございます。これにつきましては当初30件ほど見込んでいたわけなんですけど、実績として6件しか上がってなかったということと、それから2月、3月分で3件分を見込んでの補正でございまして。

第3表地方債補正。追加でございまして。

起債の目的、限度額を読み上げます。

公共下水道事業借換債 1,120万円、流域下水道事業借換債 1,860万円、公共下水道高資本費対策事業借換債 1億7,780万円、流域下水道高資本費対策事業借換債 1,300万円、公共下水道資本費平準化債高資本費対策事業借換債 4,560万円、流域下水道資本費平準化債高資本費対策事業借換債 5,170万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載されているとおりでございます。

次に、変更でございまして。

起債の目的、流域下水道事業債、補正前の限度額 2,120万円を 2,170万円に追加補正するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございまして。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 2点ほど。地方債の追加で補償金の免除ですね、補償金の免除を国から認められる場合の前提条件、こういう前提条件であれば認められるというもの

を述べてください。

あともう一つ、これも地方債の繰上償還、借りかえについての取り組みについて述べていただきます。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（古積敏男君） 公営企業下水道の事業につきましては公営企業の方に該当しておりますので、資本費の水準といたしますか、この基準がございます。今回の借りかえに当たっての資本費の基準なんです、1立法メートル当たり132円となっております。本町の場合は490円となっておりますので、今回の借換債に該当しているということでございます。

あともう一点が……（「今後の繰上償還及び借換債の取り組みについて」の声あり）借りかえ分につきましては、金融公庫からの借りかえなんです、これにつきましても使用料単価の基準がございます。それが2年前の使用量の単価になるんですが、それが132円以上をクリアしていて、それから資本費の単価が100たしか90円だったと思うんですが、190円をクリアしているということが借りかえの条件になっております。今後も5%以上のものについての借りかえが認められたということで、20年度、21年度も引き続き低金利へのものに借りかえて、利子の軽減を図っていきたいと考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 資本費の単価とわかりましたけれども、それ前提として国が補償金の免除をするために、それ以前の問題として策定しなくちゃだめなやつはどういうものですか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（古積敏男君） 今回の繰上償還につきましては、あくまでも3カ年の限定期間で認められたものなんです。今回は財政健全化計画を立てて、総務省の方に申請しております。その結果、先ほど言いました資本費とか、あと使用料の単価が条件をクリアしているということで認められたわけなんです。ですから、それ以前の条件というのは何もないということで、全国的に今回初めて認められたということでご理解をいただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号 平成19年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号 平成19年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第23号 平成19年度亘理町老人保健特別会計補正予算（第1号）

議 長（岩佐信一君） 日程第24、議案第23号 平成19年度亘理町老人保健特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第23号 平成19年度亘理町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

平成19年度亘理町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,682万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,938万4,000円とする。

今回の補正の主な内容でございますが、医療給付費の予算不足が見込まれることから増額するのが主な内容でございます。

それでは、歳出の方からご説明を申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。

特に主な内容だけにさせていただきます。

2 款医療諸費の中の 2 款 1 項 1 目医療給付費、補正額が 1 億 1,356 万 8,000 円の増額補正になっております。これにつきましても現在、医療費を 2 月分まで支払っているわけですが、残り 2 カ月分に関しまして予算不足するという見込みがございますので、それらの所要額を補正するものでございます。

3 款 1 項 1 目償還金 358 万 1,000 円の追加でございますが、これについては説明欄の 23 節にありますように償還金利息及び割引料ということで、平成 18 年度分の支払基金からの医療費交付金が確定に伴い、返還するために増額補正するものでございます。

それでは、歳入の方をご説明しますので、前のページの 8 ページ、9 ページをお願いしたいと思います。

歳入の 1 款 1 項 1 目医療費交付金 8,554 万 7,000 円の追加補正でございます。歳出について負担割合がございますので、支払基金の方の医療費交付金の方から 50% の所要額でございますので、それらの事業費の調整でございます。

あと次に、2 款 1 項 1 目医療費負担金 2,295 万 8,000 円の追加補正でございます。医療費に要する費用の負担については、国は 12 分の 4 ということで 33.3% 相当額が国の負担額になっております。

3 款の県支出金は 52 万 4,000 円のマイナスになっております。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金 511 万 6,000 円の追加補正でございますが、これにつきましても医療費等の負担割合ということで、県と市町村が 8.33%、12 分の 1 を負担割合ということでのその所要額になっております。

あと、6 款諸収入の 6 款 3 項 1 目第三者納付金ということで 372 万 6,000 円の追加でございます。これについては第三者納付金ということで 6 件分の金額となっております。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号 平成19年度亙理町老人保健特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号 平成19年度亙理町老人保健特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第24号 平成19年度亙理町土地取得特別会計補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第25、議案第24号 平成19年度亙理町土地取得特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） それでは、議案第24号 平成19年度亙理町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成19年度亙理町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ532万9,000円とするものでございます。

歳入の方からご説明申し上げます。

歳入につきましては8ページ、9ページ。

土地開発基金の関係の利子が5万4,000円ほど増額いたしました。この利子について、歳出では10ページ、11ページで繰出金ということで5万4,000円を土地開発基金の方に利子分を繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号 平成19年度亘理町土地取得特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号 平成19年度亘理町土地取得特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第25号 平成19年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（岩佐信一君） 日程第26、議案第25号 平成19年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保険福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第25号 平成19年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成19年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 158万 5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億 4,159万 7,000円とする。

今回の補正内容については、事業費確定に伴う精査を行ったことによりまして追加補正をするものでございます。

歳出の方からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思っております。

1款1項1目総務費の一般管理費でございますが、144万 9,000円の追加補正でございます。説明欄で13節委託料ということで電算処理委託料でございます。介護

保険におきましても今回の医療制度改革、後期高齢者等に伴いましてシステムの改修が必要だということでの経費でございます。これについては介護についても合算制度が入る関係で、これらの振り分けをするためのシステムを修正する委託内容でございます。

あと、5款の基金積立金につきましては13万6,000円ということで、預金利子の積立基金に積み立てるものでございます。

前のページ、8ページ、9ページの歳入の方をご説明申し上げますので、前の方に戻っていただきたいと思っております。

3款国庫支出金2項4目介護保険国庫補助金、補正額が63万3,000円、この事業につきましては、1節で介護保険事業補助金ということでございまして、これらについては介護保険制度の中でシステム等の変更をした場合は、一定の基準に従いまして国から交付される相当額でございます。

あと、下の方に参りまして、8款の繰入金、8款1項4目事務費繰入金ということで906万1,000円の増額補正でございますが、一般会計からの事務費のルール分の繰入相当額でございます。

8款2項1目の介護給付費準備基金繰入金ということで824万5,000円の減額になります。歳入歳出の調整額で基金の減額をさせていただくという内容になっております。ちなみに、介護保険特別会計の介護給付費準備基金の残高でございますが、今回の戻し入れを含めますと、本年度末の残高は8,961万4,000円となっております。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号 平成19年度互理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号 平成19年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第26号 平成19年度亘理町水道事業会計補正予算
(第2号)

議 長（岩佐信一君） 日程第27、議案第26号 平成19年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（古積敏男君） それでは、議案第26号 平成19年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条、平成19年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

初めに、収入でございます。

第1款第1項企業債、既決予定額 5,000万円に 8,710万円を追加し、1億 3,710万円とするものでございます。

次に、支出ですが、第1款第2項企業債償還金、既決予定額1億 3,115万 5,000円に 8,737万 4,000円を追加し、1億52万 9,000円とするものでございます。

第3条、予算第5条に定めた企業債の予定額に、次のとおり追加する。

起債の目的、限度額の順に読み上げます。

亘理町水道事業借換債 7,280万円、亘理町水道上下水道高資本費対策借換債 1,430万円、計 8,710万円を追加補正するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、記載されているとおりでございます。

2ページ、3ページ目をお開き願います。

資本的収入及び支出。

収入。1款1項1目企業債 8,710万円を追加補正するものでございます。

次に、支出ですが、1款2項1目企業債償還金 8,737万 4,000円を追加補正する

ものでございます。

水道事業の補正につきましても、公共下水道事業の補正と同様でございます。利率7%以上の地方債について繰上償還が認められたことと、公営企業金融公庫からは利率5.5%以上の地方債につきまして借りがえが認められたことによって補正を行うものでございます。

内訳ですが、繰上償還につきましては、昭和55年度から昭和59年度に7.1%から8%で借り入れした5件分で、額にしますと7,306万5,000円でございます。そして公営企業金融公庫からの借りがえにつきましては、平成3年度に5.65%で借り入れした1件で、額につきましては1,430万9,000円で、合わせて8,737万4,000円を繰上償還しまして、企業債につきましては、1件当たり10万円以下の端数処理をしまして8,710万円を低金利で借りがえるものでございます。

金利の軽減額ですが、8,710万円を利率2.3%で借りがえしたということで試算しますと、今後12年間で1,447万円ほどの利子負担が軽減されることになります。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号 平成19年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号 平成19年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

長時間ご苦労さんでございました。

午後4時57分 散会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 相澤 久美子

署名議員 渡邊 健一